

県立高校の将来像について

(報 告)

平成26年6月3日

県立高校改革推進検討協議会

はじめに

本報告書は、神奈川県教育委員会から、中長期を展望したこれからの県立高校改革の構想について検討依頼を受けた県立高校改革推進検討協議会が、協議の成果としてまとめたものである。

世界全体がグローバル化や情報化の進展などによって急速に変化する中で、我が国においては、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や、産業・就業構造の変化に伴う雇用の多様化・流動化が広がるとともに、高度情報化の進展による本格的な「知識基盤社会」の到来など、過去に経験したことのない諸課題を抱えることとなり、我が国の将来に対する不確実性や不透明性が問われて久しい。

このような状況の中にあっても、教育は、子どもたち一人ひとりの人格の完成をめざすものであり、将来にわたって自らの生涯を力強く、生きる目標をもって歩み、幸福な生活を営んでいく上で不可欠なものである。時代や社会が移り変わろうとも、こうした教育の重要性は変わることはないものである。

今回、私たち 17 名の県立高校改革推進検討協議会の構成員は、神奈川県教育委員会より依頼を受け、様々な立場と経験から多面的かつ横断的・総合的に県立高校の将来像について検討協議を重ねてきた。

本報告書は、次代を担う神奈川の子どもたちすべてに光をあて、生涯にわたる自分づくりに向けて、一人ひとりの個性や能力を伸ばし、心身ともに健やかに育む高校教育の実践を期待し、検討協議した成果をまとめたものである。

本報告書を神奈川県教育委員会における今後の県立高校改革にかかる教育政策の構想や企画立案に有効に活用いただければ幸いである。

最後に、学校現地調査やシンポジウムの開催などに多大な御協力をいただいた県立学校、シンポジウムにおいて御意見をお寄せいただき、御参加を賜った県民の皆様には深く感謝申し上げます。

平成 26 年 6 月

県立高校改革推進検討協議会 会長 屋敷 和佳

目 次

県立高校改革に向けて

1	高校教育の動向	1
2	県立高校改革推進検討協議会の取組み	2
(1)	神奈川の教育を考える調査会の最終まとめ	2
(2)	県立高校改革推進検討協議会の設置	2
(3)	検討にあたっての基本的な考え方	3
(4)	検討経過	3

県立高校の果たすべき役割

1	これまでの県立高校改革の取組み	5
(1)	県立高校改革の経過	5
(2)	新しいタイプの高校づくり	6
(3)	入学者選抜制度の改善	7
2	県立高校の現状と課題	8
(1)	県立高校改革推進計画 10 年間の成果と課題	8
(2)	県立高校をめぐる現状と課題の整理	9
3	これからの県立高校の果たすべき役割	11
(1)	教育基本法や「かながわ教育ビジョン」等に基づく高校教育の展開	11
(2)	公教育の場としての教育機会の保障	11
(3)	高校教育の質の確保・向上	12
(4)	支援教育の理念に基づくインクルーシブな高校づくり	12
(5)	充実した教育環境のもとでの高校教育の提供	12
(6)	県民の信頼と期待に応える学校経営の充実	12
(7)	地域と共にある高校づくり	12

これからの県立高校改革のあり方

1	県立高校の教育内容の充実	1 3
(1)	質の高い教育の提供	1 3
(2)	県立高校でのインクルーシブな学校づくり	2 2
2	質の高い教育を支える県立高校の教育環境の整備	2 4
(1)	県立高校の施設・設備の抜本的な改善等	2 4
(2)	学校経営の改善と充実	2 7
3	県立高校の適正な規模と配置	2 9
(1)	県立高校の適正な規模と配置にかかる基本的な考え方	2 9
(2)	全日制課程の適正な学校配置	3 2
(3)	定時制課程・通信制課程の適正な学校配置	3 5
(4)	学校数の適正化	3 7
(5)	入学者選抜のあり方	3 7

県立高校改革の推進にあたって

1	改革全体の方向性について	3 8
2	県立高校の対応	3 8
3	行政の対応	3 9
4	地域社会や家庭等の対応	4 1

用語解説	4 3
------	-----

資料

県立高校改革に向けて

1 高校教育の動向

高校教育においては、昭和 23 年 4 月の新制高等学校の発足以来、「中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的」（学校教育法第 50 条）として、人格の完成をめざし、将来にわたって幸福な生活を営むことができるよう、生徒一人ひとりの個性を伸ばす教育を推進してきた。

また、高校等への進学率は、現在、約 98% に達しており、高校は国民的な教育機関となっている。高校改革は、こうしたことから高校進学率の上昇に対応するための教育機会の量的拡大を図る改革から、生徒それぞれの能力や適性、興味や関心、そして進路などの多様性に対応した新しいタイプの高校設置を図る改革へと、時代や社会の状況に対応してきたものである。

こうした中で、文部科学省の「学校基本調査」によれば、中学校卒業生数は、最も多かった平成元年度の約 205 万人から平成 25 年度には約 119 万人にまで減少した。平成元年のピーク時を基点に前後を比較すると、中学校卒業生数の増減にかかる変化は、ピーク前の増加段階よりピーク後の減少段階のほうが著しく速いことがうかがえる。

平成 25 年 6 月に閣議決定された「第 2 期教育振興基本計画」では、引き続き生徒のニーズに応じた多様な教育の提供に加えて、高校生としての基礎的・基本的な学力の定着と学習意欲の向上を図るとともに、社会で生きていくために必要となる、共通に身に付けさせる資質・能力の育成など、高校教育の質の保証に向けた取り組みの推進とその評価のための仕組みの施策化（「達成度テスト」等）を指摘している。

このため、各都道府県においては、生徒数の減少を見据えた高校の適正な規模と配置のあり方に留意するとともに、多様な学習ニーズへの対応を行いつつも、今後の高校教育として生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばし、知・徳・体の調和のとれた高校教育を実現する、創意工夫に富んだ魅力ある高校づくりが求められている。

2 県立高校改革推進検討協議会の取組み

(1) 神奈川の教育を考える調査会の最終まとめ

県の緊急財政対策に基づき設置された神奈川の教育を考える調査会では、「経費の削減」と「教育の質の確保」の両立をめざした教育のあり方が幅広く議論され、見直すべきところは見直し、より充実するべきところは充実を図るなど「メリハリのある新たな教育政策」推進の必要性が提示された。

平成 25 年 8 月に出された「神奈川の教育を考える調査会 最終まとめ」（以下、「最終まとめ」と略す）において示された県立高校における改革の方向性についての主な意見は次のとおりである。

公私協調による全日制進学率の向上と柔軟な定員決定のしくみづくり。

県立高校全体の規模と配置の検証と生徒数減少を踏まえた再編・統合。

単位制普通科や総合学科、定時制等の高校の検証を踏まえた見直しと教育課程の再編。

学習状況や障害などで支援を要する生徒を受けとめる高校づくり。

多様な教育課程及び課程・学科の見直し等を通じた適正な教員配置。

小中学校から高校まで連続した「多様な学びの場」を通じた特別支援教育の推進（インクルーシブな教育を実践できる高校づくりの検討）。

学校独自の工夫で学校財産を有効活用するしくみの検討・推進。

また、この「最終まとめ」の「今後の取組み」では、「教育改革については、改革を推進するために必要な組織を設置し」、「計画的に施策化を図ることで、今後の神奈川の未来に資する新たな教育環境づくり」に取り組んでいくことが指摘されている。

(2) 県立高校改革推進検討協議会の設置

県立高校改革推進検討協議会（以下、「本協議会」と略す）は、神奈川県立高校改革に不断に取り組むという考え方のもと、教育基本法や「かながわ教育ビジョン」の理念に基づきながら、神奈川の教育を考える調査会の「最終まとめ」などを踏まえ、生徒数の減少動向を視野に入れつつ、中長期を展望したこれからの県立高校の将来構想についての検討を進めるため、平成 26 年 1 月に設置された。

本協議会は、神奈川県教育委員会から、次の3つの事項について検討協議の依頼を受けた。

県立高校の教育内容の充実に関すること

質の高い教育を支える県立高校の教育環境の整備に関すること

県立高校の適正な規模及び配置に関すること

また、本協議会には、協議会の所掌事項について調査研究を行うなど、会議の円滑な運営を図るため、「県立高校改革推進検討協議会の設置及び運営に関する要綱」に基づき、研究会を設置した。

(3) 検討にあたっての基本的な考え方

本協議会では、中長期を展望したこれからの県立高校の将来構想についての検討を進める上で、神奈川県教育委員会から依頼された3つの事項を踏まえ、次の5つの基本的な考え方に留意し、多面的かつ横断的・総合的に検討を進めることとした。

- 1 生徒の個性や能力を伸ばし、社会的・職業的な自立をめざす高校教育
(入学後の教育保障・卒業後の進路保障)
- 2 インクルーシブな社会づくりに向けた生徒一人ひとりを大切に育む高校教育
(高校教育にインクルーシブ教育を取り入れること)
- 3 学校の経営力と教職員の実践的指導力の向上
(学校経営や教員の質向上における地域や外部機関との連携など)
- 4 生徒にとって安全で質の高い教育の提供を図る教育の諸条件の整備
(校舎等の改修・改築などメリハリのある教育財源の活用)
- 5 進取性と先進性に富む神奈川らしい県立高校改革
(県民の力を結集することで生み出される神奈川らしさ)

(4) 検討経過

本協議会は、平成26年1月31日に第1回協議会を開催し、平成26年6月までに6回にわたる協議を行った。また、この間、研究会を6回開催した。

本協議会では、神奈川の教育を考える調査会の「最終まとめ」(平成25年8月)と県教育委員会が作成した「県立高校をめぐる現状と課題の整理」(平成26年1

月)等をもとに、前回の県立高校改革推進計画に基づく改革及びその後の取組みについての検証と課題認識について理解を深めた上で、依頼事項についての検討協議を行った。

また、学校の現地調査(6校)を実施して施設・設備の状況を確認するとともに授業等の参観や高校生・教職員と直接対話する機会を設け、県立高校の実情と課題の把握に努めた。

さらに、平成26年5月24日には本協議会の主催により「県立高校の将来像を考えるシンポジウム」(会場:横浜平沼高校・小ホール)を開催した。

このシンポジウムは、本協議会での協議内容の紹介とそれに関する参加県民からの意見聴取を目的とした。最初に構成員の坂野慎二教授(玉川大学教育学部)から「今後の高校教育の方向性について」として基調提案を行い、これをもとに神奈川の教育を考える調査会の座長を務めた高木展郎教授(横浜国立大学教育人間科学部)をはじめ、県内公立学校に在学する中学生と高校生の代表、そして本協議会の代表がシンポジストとして登壇し、参加県民とともに県立高校の将来像について考え、意見を論じ合った。

本協議会では、これら様々な機会を通じた検討協議の結果を、次の柱立てで整理し、また内容に係る資料を巻末に掲げ、この報告書をまとめた。

県立高校改革に向けて

県立高校の果たすべき役割

これからの県立高校改革のあり方

県立高校改革の推進にあたって

なお、本協議会は、県民に直接情報を提供し、広く意見を求めるために、協議会を公開とし、その記録等についても県教育委員会ホームページに掲載して広報した。

県立高校の果たすべき役割

1 これまでの県立高校改革の取組み

(1) 県立高校改革の経過

ア 高校百校新設計画以前の状況

昭和 23 年の新制高等学校の発足時、県立高校は 29 校であったが、その後、市町村立及び学校組合立の公立高校の県立移管や、技術革新時代における中堅技術者養成や技能者養成を目的として、様々な専門教育の高校や技術高校を開校するなど、高度経済成長と昭和 38 年の第一次ベビーブーム世代によるピーク時（公立中学校卒業者数 7 万 7 千人）には、県立高校が 52 校となり、子どもたちに広く高校教育の機会を提供し、意欲と希望のある生徒を受け入れてきた。

イ 高校百校新設計画に基づく改革

昭和 45 年に公立中学校卒業者数が 5 万 5 千人であったのを基点に、その後昭和 63 年に第二次ベビーブーム世代によるピーク（12 万 2 千人）を迎えるこの期間の生徒急増期に対応して、昭和 48 年度から昭和 62 年度の 15 年間にわたって「高校百校新設計画」に基づき、県政の最重点施策の一つとして県立高校 100 校を新設して全体で 165 校とし、子どもたちの進学機会の確保を図り、県民の要請に応えてきた。

ウ 県立高校改革推進計画に基づく改革

昭和 63 年の公立中学校卒業者数 12 万 2 千人をピークに、その後は公立中学校卒業者数が減少に転じ、平成 18 年には 6 万 4 千人まで減少することから、平成 12 年度から平成 21 年度までの 10 年間にわたって「県立高校改革推進計画」に基づき、個性化・多様化に対応した総合学科等の新しいタイプの高校を新設する一方で、生徒減少期に対応して県立高校を再編・統合し、縮減を図った。平成 26 年度現在、県立高校は 142 校（他に分校 1 校）である。

(2) 新しいタイプの高校づくり

県立高校では、「高校百校新設計画」での新設校を中心に、昭和 54 年度から「個性化推進事業」を展開し、生徒一人ひとりの個性を豊かに伸ばさせるため、特色ある教育活動・高校づくりを進めてきた。

(専門コースの設置)

個性化推進に対応した新しいタイプの高校として、昭和 58 年に、2 校連携の弥栄東高校と弥栄西高校が開校し、音楽コースや外国語コースなどの専門コースを初めて設置した(現在は、平成 20 年度に 4 つの専門学科を設置した弥栄高校となっている)。その後、学年制の普通科の他の県立高校においても、国際、福祉、芸術、スポーツ、理数といった特定の専門分野の科目を 3 年間で 10~20 単位学ぶことのできる専門コースを設置した。

(単位制普通科及び総合学科のパイロット校の新設)

そして、国の臨時教育審議会の 4 次わたる答申を受けて、個性化・多様化に対応した新しい高校づくりに取り組み、平成 7 年度には単位制による普通科高校として神奈川総合高校を新設し、翌 8 年度には大師高校を第三の学科である総合学科に改編し、県立高校の特色づくりを推進した。

さらに、平成 12 年度からは「県立高校改革推進計画」のもとで、特色ある高校づくりを推進し、平成 22 年度までに、全日制で単位制普通科高校 10 校(うち 3 校はフレキシブルスクール)、総合学科高校 10 校、単位制専門学科高校 5 校を開校し、定時制では単位制普通科高校 4 校、総合学科高校 5 校を設置した。

(学力向上推進・特色ある高校づくりによる研究指定)

これに加え、平成 19 年度からの学力向上推進・特色ある高校づくりの事業により学力向上進学重点校として 10 校を指定したほか、国際・英語教育、ICT 利活用教育、シチズンシップ教育等の研究校を指定し、特色づくりの一層の深化・充実を図った(平成 22 年度より学力向上進学重点校は 18 校に拡大した)。

（新しいタイプの高校づくりの拡充）

「県立高校改革推進計画」の策定後には、全日制普通科高校に、中学校時代に十分に力を発揮できなかった生徒へのきめ細かな指導を中心に展開するクリエイティブスクールを3校開校した。また、津久井高校の社会福祉コースを専門学科「福祉科」に、商工高校を新しい専門学科高校にそれぞれ改編するとともに、定時制の仕組みを活用して昼間の時間帯に半日単位で学ぶ多部制定時制高校を2校開校した。

（3）入学者選抜制度の改善

平成6年7月に「神奈川県公立高等学校入学者選抜制度改正大綱」を策定し、生徒が自らの進路希望に基づいて、入れる学校から入りたい高校へ志願できるように選抜制度を改正し、平成7年度、8年度の移行期間を経て、9年度の入学者選抜から新しい選抜制度が本格実施された。

（前期・後期選抜の導入）

平成16年度入学者選抜から前期・後期の2回の選抜機会を設け、生徒一人ひとりの個性がより一層いかされる制度として改善した。

（通学区域（学区）の撤廃）

平成17年度には通学区域（学区）を撤廃して、県内どこからでもすべての県立高校を志願できるようにし、学校選択の幅を拡大した。

（共通選抜の導入）

平成25年度入学者選抜からは、選抜期間の長期化とそれに伴う中学校における合格者と不合格者の混在による学級経営への支障など、前制度の運用上の課題や新しい学習指導要領への対応を図るため、前期・後期の選抜を一体化して「共通選抜」を設定し、原則として受検者全員に「共通の検査」として学力検査と面接を実施している。

2 県立高校の現状と課題

(1) 県立高校改革推進計画 10 年間の成果と課題

これまでの県立高校改革について、県教育委員会として平成 22 年 8 月に今後の高校教育のあり方検討プロジェクト会議（教育指導部高校教育企画課所管）を設置して検証を行い、「県立高校改革推進計画 10 年間の成果と課題」（平成 22 年 8 月）を公表し、これを踏まえて平成 23 年 3 月に「これからの県立高校のあり方（最終報告）」をまとめた。

1 多様な教育の提供

生徒一人ひとりの個性を十分に生かせるよう、多様で柔軟な高校教育を展開したことで、生徒の幅広い進路希望、興味・関心に対応する教育の提供に向けて、学習指導要領に示された教科・科目だけでなく、教科横断的な科目や専門的な内容を学ぶための科目などを、新しいタイプの高校だけでなく、ほぼすべての県立高校で設置して取り組んできた。その結果、学校間で教育課程上での大きな違いを見せづらく、特色内容に他校との差異化を図ることで難しい面があることや、特色づくりを推進する人材を継続的に確保することが課題となった。また、より幅広く展開する総合学科高校や、より専門的に学ぶための新たな専門学科高校などが設置され、全日制普通科併設の専門コースの特色が見えづらくなるなどの課題が生じた。

2 柔軟な学びのシステム

多様な教育の提供とともに、学びやすく、様々な学習機会の成果を生かすことができるよう高校教育の一層の弾力化を図るための取組みを進め、様々な制度を活用し、県立高校に学校外の学修の成果の単位認定などが拡大した。その結果、生徒一人ひとりが抱える学習課題の多い実態のある学校には、県立高校の全体状況を勘案した教職員配置の工夫など人的に手厚い支援を行う必要があり、また生徒個々への丁寧な教育相談の対応と個別対応が可能な施設上の配慮を行うことも今後の課題である。

3 地域や社会に開かれた高校づくりの推進

県立高校が地域に開かれることで、生徒と地域や社会の方々が交流し、豊かな人間性と望ましい社会性を身に付ける教育と、生涯にわたって学ぶ場の実現をめざした取組みとして、校種間交流や世代間交流を図る体験的な学習や行事の実施、地域貢献活動・ボランティアなど地域への協力活動の充実、学校評議員制度の導入、インターンシップの推進などに取り組んだ。その結果、地域連携を進める上での人材確保や予算上の問題、地域連携の取組みに対する教職員の明確な意識化、学校評価システムの定着による学校運営改善の取組みなどを今後の課題として整理した。

4 県立高校の規模及び配置の適正化の推進

生徒数の動向と生徒の高校への進学希望に対応し、一層の進学機会の拡大に努め、各高校の適正な規模を確保し、新しいタイプの高校など特色ある高校をバランスよく配置するため、統合や改編などによる県立高校の再編整備を進めてきた。その結果、25 校を縮減し、学校規模を平均 18～24 学級とし、また地域バランス等を考慮して新しいタイプの高校等を配置したが、専門学科高校の担う役割や昼間の時間帯での学びを希望する生徒に対する定時制高校のあり方などが課題である。

5 教職員の意識改革と資質向上

教職員研修の充実、授業改善に向けた生徒による授業評価の導入、校長のリーダーシップの確立など学校運営等の改善・充実に取り組んできた。その結果、より信頼される学校運営のさらなる活性化に向けた取組みや教職員の大量退職による教職員採用とその資質・能力の向上等について今後の課題として整理した。

6 改革推進のための条件整備等

県立高校改革推進のため、学校の施設・設備の整備など教育環境の整備と、私立高校や市立高校と連携して広報活動の充実を図ってきた。その結果、耐震化と老朽化への対応や再編・統合による経費削減の効果などが現れた。これを受けて、今後も新しいタイプの高校の施設・設備の充実、専門学科教育の施設・設備の更新、まなびや計画に基づく耐震化・老朽化への着実な推進などの課題を整理した。

7 入学者選抜制度の改善

平成 16 年度に前期選抜と後期選抜の 2 回の選抜機会による入学者選抜に改善するとともに、平成 17 年度の入学者選抜からは通学区域を撤廃した。その結果、選抜期間の長期化と入学者選抜業務に多大な時間を要することになり、また前期選抜において学力検査を課さないことによる学力低下の懸念などが生じ、今後の新学習指導要領の実施に向けて入学者選抜制度のあり方の検討を課題として整理した。

(2) 県立高校をめぐる現状と課題の整理

上記の検証の取組み以降、平成 25 年度に至る期間の県立高校の検証については、平成 26 年 1 月に「県立高校をめぐる現状と課題の整理」(指導部高校教育企画課)に成果と課題がまとめられている。

新しいタイプの高校

単位制普通科高校は、普通教育を受けやすいという特色があるが、一部の学校においては、生徒の状況から、こうした特色が生かされていない傾向があること。

総合学科高校では、普通教科と専門教科から幅広い分野の科目を生徒が主体的に選択して学ぶことができるが、一部の総合学科高校においては普通科目を選択する傾向が強くなっていること。

単位制普通科高校と総合学科高校については、学科としての違いが分かりにくくなっている部分もあるため、それぞれの設置趣旨を踏まえた上で、より一層適切な教育課程の編成と運用を行う必要があること。

総合学科高校においては、設置している専門教科・科目を担当する(専門教科の)教員の確保・育成を図る必要があること。

単位制普通科高校や総合学科高校においては、比較的簡単に単位が修得できる科目など安易な科目選択をしてしまう生徒もみられ、進路希望や興味・関心に応じた主体的な科目選択ができるよう、ガイダンス機能を一層充実させる必要があること。

普通科高校

特色づくりの成果を踏まえ、生徒・保護者のニーズに応えるため、生徒の学力の向上や進路実現に向けた取組みをさらに充実させる必要があること。

専門コースについては、県内全域に総合学科高校や新たな専門学科高校など、重なる分野の教育内容を提供する高校が設置された中で、特色が見えづらくなっている学校も見受けられること。

また、専門コースは学校全体の特色づくりに貢献しているが、一般コースとの履修内容の違いが明確でない学校が存在することや、国際・芸術・福祉といった専門性の高い教員の確保・育成などに課題があること。

クリエイティブスクールにおいては、学び直しを行う学校設定科目を設置し、個に応じた指導の充実を図ることなどにより、生徒の基礎学力の向上に努め、中途退学者数は減少していること。

また、クリエイティブスクールは、現在、県東南部のみの設置であることから、今後は生徒の動向も注視しながら、配置を含めた検討が必要であること。

専門学科高校

専門学科高校の進路状況については、大学や専門学校等への進学が50%を超える一方、就職は40%を下回り、低下傾向にあること。

県内の高卒就職者全体のおよそ50%が専門学科高校の生徒で占めていることから、円滑な就職支援を進めるために、民間企業の設備等に見合った実習設備への更新に向けて取り組むとともに、企業や大学等との協力体制を確立する必要があること。

中学生や保護者が専門学科高校の教育に求めるものは、資格取得、専門分野に関する知識、技術及び技能の育成などである一方、企業が採用時に求める資質・能力は、コミュニケーション能力、協調性、社会への適応能力、専門分野に関する基礎的・基本的な知識、技術及び技能であり、それぞれのニーズに対応できる教育課程の構築が求められること。

県産業教育審議会から、平成25年5月に示された報告にある、神奈川県専門学科高校の役割として、「将来の地域産業を担う人材」及び「高校卒業後に、より高度な専門の知識、技術及び技能を身に付けようとする高い意欲を持った人材」の育成という2つの役割を踏まえ、将来の「応用力のあるスペシャリスト」の育成をめざすという方向性に基づき、専門学科高校のあり方について検討する必要があること。

定時制課程の高校

様々な課題のある生徒に学校全体で組織的に対応できるようにするため、夜間定時制においては1学年2クラスを適正規模としているが、3～4クラスに過大規模化している高校があるため、今後、公立中学校卒業生徒数の減少を踏まえながら、その解消が必要であること。

常勤で働きながら学ぶ生徒は数%であり、不登校を経験した生徒や日本語の学習支援等が必要な外国につながる生徒など様々な生徒が在籍していること。

多様な学習ニーズや生活スタイルを踏まえた、3年での修業を可能とする柔軟な学びのシステムの保証や単位認定の手立てなど、今後の定時制のあり方について早急な検討が必要であること。

定時制入学者の進路希望状況などを調査する志願動向等調査によれば、夜間定時制課程に通う生徒の3分の1超が昼間の時間帯での学びを希望している状況があり、全日制・定時制の適正な受け入れ枠を確保しつつ、配置を含めた検討を行う必要があること。

平成22年度に開校した多部制定時制高校では、基本的には卒業まで4年を要することから、今後の動向について注視し、平成26年度に卒業生を出した段階で改めて検証する必要があること。

入学者選抜制度

平成25年度入学者選抜にかかる検証アンケートでは、前期・後期の選抜を一体化したことによる選抜期間の短縮や受検者全員に学力検査と面接という「共通の検査」を実施したことなど全ての項目で肯定的な回答を得たこと。

今後も新制度の趣旨や実施方法について一層の周知を図るとともに、継続的にその検証を行っていく必要があること。

入学定員計画策定方式の変更と全日制進学率

公立と私立それぞれが入学定員目標を実数で示し、全日制の募集定員を拡大した結果、平成25年度入学者選抜は、全日制進学率が前年と比較して0.5ポイント向上し88.8%となったが、全国的に見ると依然低い状態であり、公立と私立が協調して、さらに全日制進学率の向上に向けて取り組む必要があること。

まなびや計画の着実な推進と施設の老朽化への対応

着実に要大規模補強棟97棟の解消に努め、平成25年度末で残り25棟となる予定であるが、小規模補強が必要な校舎等への対応も含め、今後も着実に耐震化を進めていく必要があること。

あわせて、築30年以上を経過する学校は全体の79%となっており、老朽化が進んでいることから、良好な教育環境を提供する観点からも計画的に老朽化対策に取り組んでいく必要があること。

その他

義務教育段階の学習状況に課題のある生徒や発達障害などの障害があると思われる生徒などに対しては、個別の支援が必要であること。

支援を必要とする生徒が在籍する高校に対しては、手厚い定数措置を行うなど、必要に応じたメリハリのある教職員配置の工夫についての検討が必要であること。

県立高校での安心・安全な教育環境を維持していくために老朽化著しい施設・設備の更新や、激しい社会の変動に応じた教育内容を適切に提供するための設備整備・充実について、早急に検討する必要があること。

3 これからの県立高校の果たすべき役割

(1) 教育基本法や「かながわ教育ビジョン」等に基づく高校教育の展開

すべての県立高校においては、教育基本法や学校教育法等に基づき、中学校での教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育と専門教育を施すことを目的とする。

また、県立高校では、県教育委員会が策定した「かながわ教育ビジョン」（平成19年8月）に基づき、自己肯定感を基盤に、思いやる力を身に付けるとともに、自分らしく自立してたくましく生き抜くことのできる力と、学んだことを生かして社会に貢献する力の育成に取り組む。

(2) 公教育の場としての教育機会の保障

神奈川県において高校教育を望むすべての子どもたちに、公教育を行う公立と私立の高校が協調して、それぞれの役割に基づきながら、今後も一層の教育機会の保障に努めるとともに、全日制進学率の一層の向上に取り組む。

生徒一人ひとりの学習や進路の希望に応えられるよう、課程・学科や地域の特性及び今後の生徒数の動向等を見据えながら、学校の適正な規模及び配置に努め、幅広い学校選択の保障・充実に努める。

県立高校は公教育の場として、中学校から高校への円滑な進学を果たせるよう、これまで以上に中学校の協力を得ながら、学力の定着と向上に取り組み、それぞれの学校教育の役割と責任を自覚し、共に神奈川の子どもたちの育成に取り組む。

(3) 高校教育の質の確保・向上

生徒一人ひとりの個性や能力等を伸ばし、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、「確かな学力」、「豊かな心」及び「健やかな体」(知・徳・体)の調和を図る教育の質の確保・向上に取り組む。

多様で変化の激しい社会の中で豊かな人間性や社会性、健やかな体など、社会を生き抜く力を身に付け、学校から社会・職業への円滑な移行が図れ、社会人・職業人として自立できる高度な普通教育及び専門教育に取り組む。

(4) 支援教育の理念に基づくインクルーシブな高校づくり

神奈川の支援教育の理念を尊重し、様々な教育課題や困難を抱える生徒への個々の教育的ニーズに適切に対応していく支援と相談の充実に取り組むとともに、それを実践する組織体制を一層強化する。

インクルーシブな社会づくりに向けて、生徒一人ひとりの個性と能力を大切にして、共に学び、共に育ち、社会や職業に円滑に移行し、共に生きていく新たな高校教育の地平を拓く高校づくりに取り組む。

(5) 充実した教育環境のもとでの高校教育の提供

県立高校に学ぶすべての生徒が安全・安心で快適な教育環境の中で育まれるよう、校舎等の施設の改築・改修や、国際化・情報化・科学技術等の進展に対応した設備の更新など、充実した教育環境のもとで教育を提供する。

(6) 県民の信頼と期待に応える学校経営の充実

校長を中心に教職員が総ぐるみで、地域や家庭との連携・協力に基づく学校経営を展開し、県民の信頼と期待に応える学校づくりを一層推進する。

(7) 地域と共にある高校づくり

地域にある教育機関として、地域住民と保護者が学校と共に地域の教育に責任を負いながら、参画・協働でコミュニティの形成に取り組む。

* 県教育委員会として、これらの県立高校の果たすべき役割を踏まえ、具体的な改革にあたっては、再度、これまでの新タイプ校の設置など改革の成果について、現時点で検証を深化し、再整理することが望まれる。

これからの県立高校改革のあり方

1 県立高校の教育内容の充実

(1) 質の高い教育の提供

ア 高校生に身に付けさせたい力

学習指導要領に基づく確かな学力の育成に向けて、県立高校の授業においては、すべての教科等で言語活動の充実を図りながら、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得、習得した知識・技能を活用した課題解決するための思考力・判断力・表現力等の育成、そして学習に取り組む意欲を確実に身に付けさせることが必要である。

道徳教育やシチズンシップ教育等を通じて、高校生が自らを律し、協調し、思いやりのある人間関係を築くことができるよう、また、規範意識や公共の精神の醸成を図るとともに、社会貢献する意欲や行動力を育み、人として豊かな心を育成するようにすることが必要である。

保健体育や「いのちの授業」等の教育活動を通じて、学校生活のみならず家庭生活等様々な機会を通して、生徒が心身の健康の大切さを認識し、運動の量と質の確保を図りながら、意識して体力づくりに取り組む意欲や態度、行動力を身に付けさせることが必要である。

総合的な学習の時間などでのキャリア教育・職業教育等の教育活動を通じて、知・徳・体の調和のとれた資質・能力を育成するとともに、学校から社会・職業への円滑な移行に必要な力や創造力・行動力の育成、さらには市民性の涵養など、社会をたくましく生きる力を共通なものとして確実に身に付けさせることが必要である。

生涯学習社会や知識基盤社会の本格的な到来を視野に入れて、県立高校のすべての生徒に自己学習力を身に付けさせるため、教科等の指導を通じて「学び方」を学習する活動に積極的に取り組んでいくことが必要である。

県内の公立の中学校と高校とが授業等を通じて生徒に定着してきた学力の達成状況を見取り、質の高い教育の保証をめざして、中高が連携して取り組んでいくためには、それぞれの学校段階で県内統一の学習達成の状況を調査するなど、全国に先駆けた取り組みを期待したい。

イ 教育課程及び授業の改善

(教育課程の精査と改善)

各学校においては、課程・学科の設置目的に基づき、生徒の学習ニーズや進路希望等に応じた教育課程の編成や運用の状況について、選択科目の履修状況や学習効果等のデータに基づきながら、見直しや改善を図る必要がある。

単位制による教育課程の編成・運用については、これまでの単位制による普通科高校の教育活動や科目履修、さらには運用状況や進路実現等との関係から検証を行い、改めて単位制の仕組みを効果的に活用した教育課程の編成・運用の考え方やあり方を整理していく必要がある。

また、すべての県立高校において、これまで個性化・多様化に対応した選択幅の広い学校設定教科・科目を設置して様々な学習機会の提供を果たしてきたが、科目履修や進路実現の状況等の教育効果に基づく、学校設定科目の点検・評価を行い、未開講科目の講座数やその経年変化の状況、そしてその教員配置や授業の質の確保の視点など教育課程の編成・運用を精査し、改善していく必要がある。

単位制はもとより学年制による教育課程の運用についても、生徒への履修ガイダンスや相談体制等の校内での教育課程にかかる指導・支援の機能についても各学校で検証し、諸課題の解決を通じて円滑な教育課程の運用が可能となるよう取り組む必要がある。

(教育課程の弾力的な運用)

様々な課題のある生徒への対応を考え、教育課程の弾力的な運用を可能にするシステムづくりが必要である。たとえば、全日制・定時制・通信制の各課程の併修ができるようなシステムを構築することで、これまで、諸事情のために在籍している高校を退学し、通信制へ編入していた生徒に対して、そ

れまで在籍していた高校で卒業する機会を保障することが可能となる。

また、現在、在籍している高校以外の学校や学校外で修得した単位や資格を卒業単位として設定すること、特色のある科目だけでなく数学や英語といった共通教科の科目も認定できるシステムなどを全県統一の基準で構築することが求められる。

地域にある県立高校や教育機関等との連携・協力体制を構築して、生徒が自らの学習ニーズや進路希望等に応じて、単位互換の連携協定を結んだ他の県立高校等で受けた授業や教育活動について、単位修得ができる新たな仕組みづくり（高校教育コンソーシアム）を推進していくことを期待する。

学年制による教育課程の運用にあっては、履修していても1科目でも単位の修得が認定されない場合の原級留置については、教科指導や生徒指導の取り組み経過を重視し、きめ細かな指導・支援と生徒の学習機会の確保などの視点から、弾力的な運用に向けた改善が求められる。

（組織的な授業改善）

平成 21 年度に学習指導要領が改訂されたことに伴い、授業改善が求められ、県立高校においても平成 25 年度からすべての学校で「組織的な授業改善」に取り組んでいるが、各学校で進捗の状況と課題を精査し、学校をあげて授業改善を行い、質の高い教育を提供する必要がある。

学習指導要領に則った授業改善を進める上では、生徒の多様性に応じた授業方法を工夫・改善することが必要であり、そのためには、教員間での教材・教具をはじめ指導方法や評価方法等の共有、生徒による授業評価の活用などに学校をあげて取り組むとともに、各学校が生徒の学習状況に応じて、学習支援のプログラム開発にも積極的に取り組む必要がある。

各学校では、確かな学力の定着や学力向上に取り組む上で、学習指導要領に定める授業時間の確保に努め、学校行事等の教育活動との時間調整や取り組み内容の精選を図って年間指導計画を策定し、それに基づいて教育機会の保障に向けて責任ある対応を行っていく必要がある。

授業方法の改善については、学習障害への対応など専門的な知識や新しい教育内容に取り組むために、学校外から積極的に支援を受ける必要がある。

県内の高校教育全体の質の向上を図るためには、公立高校と私立高校が交流できる教科研究にかかる場や機会を確保し、主体的に参加できる仕組みづくりを行うとともに、研究者との連携・協力など、外部の力を活用して新たな授業づくりの可能性の拡大にも期待したい。

高校で小・中学校の学び直しなど基礎的な知識・技能の定着と向上をめざす場合、小学校や中学校と同様の指導方法ではなく、発達に応じた指導と、そのための指導方法の開発、教員の研修が必要である。

(学習評価)

学校として学力目標達成に向けた成果を見取る上で、教員が個々にテストを作成し、評価している状況では、公平な指導と評価ができず、生徒の学力保障にいかすことは難しいため、すべての県立高校において科目ごとに共通テストを導入するなど、統一基準により評価することが求められる。

また、各学校が生徒の学習状況の達成度を理解し、生徒と教職員が学力達成の目標を立てる根拠として、これまで県立高校で実施してきた学習状況調査を改善し、5教科の必履修科目の学習状況を測る県立高校生徒対象の学習達成度調査のような全県統一の調査を工夫することも考えられる。

高校教育としての質の保証を図る上で、共通テストや全県統一的な学習達成度調査の導入は、県立高校の生徒の学力の確実な定着を促すものであり、また、今後の国による「達成度テスト」の導入に向けた動きにも対応していくものになると期待したい。

ウ 各学科における教育内容の充実

(学年制普通科)

学年制普通科高校においては、各学校の設置目的や教育課程上の特性に基づき、生徒の中学校までの学習状況や進路希望等に応じて、学校全体としての学力達成の目標を明確にする必要がある。目標に基づき、教科・科目の学

習の達成目標を定め、授業実践を通じて、生徒の学力の定着・向上を図ることが必要である。

学年制普通科高校においても、学習ニーズの多様化に対応して学校設定教科・科目などの選択の幅を広げ、教育課程を編成してきた。生徒の学習ニーズや進路目標に応じた適正な選択科目の配置となっているか、検証を通じて見直し、改善を図り、まず、学習指導要領に示された教科・科目の学習と内容の定着を重要事項とする普通科高校づくりを改めて進めていく必要がある。

現在、学力向上や進路実現の状況、学校としての特色づくりなどの点において、その成果が見えにくいという課題をもつ全日制普通科高校については、教育の質の向上をめざし、改善を図ることが求められている。

学力の幅が広く、進路希望や興味・関心も多様な生徒一人ひとりを着実に伸ばすために、教育課程の改善、組織的な授業改善、学習や進路に関する適切な指導、相談体制の強化、多様な生徒に対応する教職員の資質・能力向上などに取り組んでいく必要がある。

これまで普通科高校で取り組んできた特色づくりに関しては、個性化・多様化に対応し、国際・情報・福祉・芸術・スポーツ・理数といった特定の専門分野を学ぶ専門コース併設校においては教育課程を工夫し、その運用に教職員の配置や予算の対応を図りながら、取り組んできたことについて検証を行う必要がある。

学校によっては、特色ある教育が教育課程に根付かず、また組織的な指導が行われずに、経年とともに特色づくりが見えにくくなっていることから、改めてそのあり方を見直す必要がある。

(単位制普通科)

単位制の「系」の科目の設定については、総合学科の「系列」との違いがわかりにくいなどの指摘もあることから、学年制への移行・再編なども視野に入れながら、単位制の特性をいかした教育課程の編成や適切な運用などの改善を図る必要がある。

(専門学科)

各学科の教育内容の充実の方向性として次のような点が挙げられる。

- ・ 農業については、農業の6次産業化や農業を軸とした幅広い産業に対応した人材の育成
- ・ 工業については、高度化した工業技術の習得と次代の技術革新を担う人材の育成
- ・ 商業については、すべての産業や国際社会で対応できる人材の育成
- ・ 水産については、海洋資源の保全や栽培漁業の技術を有した人材の育成と海洋水産業界が求める人材に対応するための専攻科の教育内容と実習船教育の充実

最新の科学技術・理数教育にかかる教育の施設・設備を有する県立高校は、十分な学習環境をいかして教育課程を編成し、思考力・判断力・表現力等を育み、将来の科学技術イノベーションをリードする人づくりを行う必要がある。

また、スペシャリストの育成という視点では、大学や専門学校などに進学してより専門的に学びたいという生徒への対応を考えることが必要である。

専門学科高校で学ぶ生徒にあっても、入学時から学びたい内容が明確な生徒は少ないことを考えると、将来について幅広く考えたり、展望をもったりすることができるような科目設定を工夫することが求められる。

専門学科高校での教育内容が社会や職業で有効に活用されるためには、基礎的・基本的な内容の修得状況がどうであるか、また教育課程等が産業界の要求に対応しているものであるかなどについても留意しておく必要がある。

(総合学科)

総合学科高校は、普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施すという設置基準に即し、各校の特色をいかした教育が行われているかという視点でも考える必要がある。

総合学科の「系列」科目については、その科目選択や指導内容がどのように機能して進路に結び付いているかを検証し、適切な科目の設置と運用を考えていくことが必要である。

「系列」については、系列数や科目数を減らし、企業での実習と学校での授業を組み合わせた中長期の職業体験的な活動を重視して取り組むことも考えられる。

エ 社会の変化に対応した教育の充実

(全体的な考え方)

これからの県立高校での教育にあたっては、生徒のニーズや興味・関心はもとより、現代の社会経済、科学技術、健康医療などのライフイノベーション、文化芸術、さらには 2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催を視野に入れたスポーツ振興などの分野においても、将来の担い手となる人づくりを期待したい。

また、現在、県の特色ある先進的な取組みとしての舞台芸術をはじめとする文化芸術による心豊かな神奈川づくりや、さがみロボット産業特区にかかる施策事業との連関を視野に入れた高校教育の取組みについても期待したい。

(情報教育)

県立高校における生徒の情報活用能力の向上を含む確かな学力の育成をめざして、学校の ICT 環境の整備に迅速かつ計画的に取り組み、教育の情報化を早急に推進する必要がある。

また、様々な課題のある生徒の学習を支援する手段としての ICT 環境の整備という視点も踏まえて取り組んでいく必要がある。

社会の情報化が急速に進む中で、生徒自ら所有するタブレット PC 等を、ICT 環境を整備した学校において学習面や生活面など多岐にわたって多目的に活用する (BYOD = Bring your own device) 教育を展開する情報教育のパイロットスクールを指定し、県立高校での教育の情報化推進の拠点校としての役割を担う学校づくりを推進することを期待したい。

(外国語教育・国際教育)

グローバル化の進む社会に対応できる人づくりの観点から、県立高校の生徒の実態に応じて、外国語による言語活動の機会を工夫したり、外国語によるコミュニケーション活動の実践場面を数多く工夫する必要がある。たとえば、英語による討論会や、神奈川県歴史や文化、観光などを英語で紹介するプレゼンテーション大会など、企業や行政機関と連携しながら、積極的に高校生が参加できる機会を創出することを期待したい。

世界で活躍できる高い能力をもった高校生を育成する、たとえば、国が進める国際バカロレアの認定校をめざすような拠点校の指定などを期待したい。

グローバル人材の育成については、外国語ができるだけでなく、異文化を受容できる力、伝統文化への理解を図り、深める学習も重要である。

また、高校卒業後、直接海外へ出て学びたいという生徒の希望をかなえる環境をつくる必要があることから、留学への補助金制度の充実なども必要である。

外国語教育・国際教育に関してスーパーグローバルハイスクールや教育力向上推進事業などの対象県立高校においては、様々な分野で外部との連携を進め、質の高いグローバルリーダーの育成を一層推進する必要がある。こうした学校を拠点として外国語教育のプログラムを他の学校に普及するなど、全県的にグローバル化に対応した教育の推進に努めることを期待したい。

(伝統文化・日本史必修化)

国際社会で主体的に活動する人づくりに向け、神奈川県日本史必修化の取組みを継承するとともに、郷土神奈川の伝統・文化についての学習にも積極的に取り組み、生徒一人ひとりに誇りと自覚を養うとともに、世界の多様な文化を尊重することができる態度や資質を育てていく必要がある。

(キャリア教育・職業教育・シチズンシップ教育)

高校段階のキャリア教育では、自分の人生をどう生きればよいかなどを探求し、キャリアデザイン能力等を育むことや、製造業やサービス業など様々

な企業や外部機関、団体と連携した体験的な活動を通じて、職業観や勤労観を育むことに、各学校がバランスよく計画的に取り組むよう、キャリア教育実践プログラムの改善に努める必要がある。

県立高校の一部において、進路未決定の状況で卒業していく生徒がいるところでは、学校から社会や職業への円滑な移行に力を入れていく上でも、生徒の実態に応じてキャリア教育の取組みを強化し、進路実現につなげる努力が必要である。

生徒の職業観や勤労観の育成など職業教育への取組みを進める上で、職業技術訓練校や専門学校・各種学校、それに民間企業などとの連携・協力により、体験的な活動を重視していく必要がある。

さらに、県立高校でのキャリア教育の内容の充実に向けては、たとえば、労働法や金融などといったテーマ学習を、外部関係機関の協力を得ながら積極的に取り入れ、自立した社会人・職業人の育成につながる取組みに努める必要がある。

県立高校における進路指導を強化するために、教職員の資質・能力の向上を図る研修に力を入れるとともに、進路支援などにあたる関係機関との連携・協力の仕組みづくりに併せて取り組むことが求められる。

また、支援を必要とする生徒に対し、関係機関や地域資源を活用したキャリア支援システムの構築を考える必要がある。

キャリア教育の一環であるシチズンシップ教育（政治参加教育、司法参加教育、消費者教育、道徳教育）の推進は、神奈川県独自の性のある教育として一層推進すべきであると考えられる。

（生徒指導・教育相談）

様々な課題のある生徒について、学校がきめ細かな指導や支援に取り組めるよう、日頃から教職員が生徒との対話を軸とした人間関係づくりを基盤として学校全体として組織的に取り組む生徒指導体制を一層、強化・充実していくことを期待する。

支援を必要とする生徒への対応には、教育相談コーディネーターを中心に教職員が一丸となって対応にあたることが重要である。

そのためには、互いに相談し合える学校組織を形成するとともに、必要に応じて、学校医やスクールカウンセラーなど、外部の医療や福祉などの多様な専門機関と連携した教育相談体制の充実に引き続き取り組む必要がある。

(2) 県立高校でのインクルーシブな学校づくり

ア 神奈川の支援教育の考え方

国では、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会を共生社会として定義し、そうした社会づくりに向けて取組みを進めている。

神奈川県は、国の共生社会の考え方や今日のインクルージョンの考え方（「サランカ宣言」「障害者の権利条約」など）に沿ったものであり、様々な子どもの教育的ニーズに応じて学校を変えていくことを求めている。インクルーシブ教育を推進するためには、生徒に応じた指導・支援のあり方や新たな支援プログラムの開発等が必要である。

障害のない生徒にとっても障害のある生徒と接する機会は、互いに理解し合い、将来的に支え合って共生社会を形成する上で必要不可欠である。

インクルーシブな学校づくりを推進する際には、現在、既に高校では、発達障害のある生徒やそのほか様々な要因により困難を抱えた生徒について様々な支援に取り組んでいる状況を踏まえ、先進的な支援の取組みを展開する必要がある。

支援が必要な生徒の進路先として、教育課程及び支援体制の整備状況という観点から特別支援学校が選ばれている現状がある。こうしたことを踏まえて、特別支援学校との連携により高校で可能な支援体制について研究し、インクルーシブな学校づくりに関する制度設計をする必要がある。

イ 入学者選抜の考え方

障害のある子どもたちの入学者選抜について、十分、検討していく必要がある。

あるが、現行の高等学校入学者選抜の議論とは切り離して考える必要がある。

県立高校におけるインクルーシブ教育の導入と実践に向けての入学者選抜に取り組む必要があることから、生徒・保護者など広く県民の理解が得られる選抜方法を検討する必要がある。

その際、生徒が、小学校、中学校の時から受けている支援に関する情報を共有し、連携して取り組むことが重要である。

ウ 教育課程

増加している特別支援学校の高等部に進学する生徒に、適切な教育課程を取り入れるという考え方から、特別支援学校の教育課程と高校の教育課程を弾力的に扱えるようにする必要がある。同様に県立高校に特別支援学校の教育課程の考え方を取り入れることも考えられる。

学校組織全体として学習支援などの必要な支援が展開されることが必要である。教育相談コーディネーターが十分に力を発揮できるようにするとともに、学校として相談・研究・研修等の体制を整えることが必要である。

エ 就労支援と進路保障

様々な要因により就労が難しい生徒については、これまでの進路指導体制では十分に対応しきれないため、学校内外の教育資源を活用した連携・協力体制が必要である。

また、NPOや企業等との連携・協力により成功している学校の支援プログラムを全体に広めたり、パイロット校を指定して労働・福祉などの人材を積極的に活用したりするなどの取り組みが必要である。

特別支援学校とは異なる、高校独自の支援によって、生徒の社会参加を進められる可能性について、実践を踏まえた研究を推進する必要がある。これまでの事例の検証を進めることも、その支援方法を見つける契機になる。

就労に関しては、企業全体での受入先を増やすとともに、民間企業に現状の理解を得て、企業全体で取り組んでいる事例を活用していく必要がある。

オ 教職員の資質向上及び適正な配置の考え方

教職員全体のインクルーシブ教育の理解と力量の形成を並行して進めていくことが必要である。また、そのためには、子どもの課題（教育的ニーズ）を見取る力を付けるための組織体制の構築と研修手法の開発が非常に重要である。こうした研修については、学校内外の教育資源と連携させて考えていくことも必要である。

インクルーシブな学校づくりについては、様々な課題のある生徒が在籍している学校に対する支援を考慮し、教職員の配置と教育環境の整備が非常に重要な課題となる。

神奈川県においては、高校で学べる可能性がある生徒が特別支援学校に入学している状況にあるとともに、発達障害等、支援の必要がある生徒も高校で学んでおり、こうした状況を踏まえて高校での支援を充実・強化する必要がある。

2 質の高い教育を支える県立高校の教育環境の整備

(1) 県立高校の施設・設備の抜本的な改善等

ア 教育環境の充実に向けた考え方

学校は、生徒にとって一日の大半を過ごす場所であるため、一層の安全・安心をめざすとともに、快適な学校生活を送り、また防災・防犯に対応できる視点からも教育環境の整備を優先的に推進する必要がある。

県立高校の教育環境の整備に向けては、従前の整備の仕方や予算を徹底的に見直し、節約できるところは大いに節約し、どこを充実させることで教育の質を高めることができるかという、予測される効果を明らかにして県民理解の得られるメリハリのある計画を策定する必要がある。

再編にあたっては、施設・設備の面からも学習ニーズ、生徒の減少、生徒の通学圏等を十分勘案し、利便性が高く、無駄がなく効果的であるものとする必要がある。

イ 校舎等の施設・設備の改善

(耐震化対策と老朽化対策)

神奈川県では、生徒急増期に「高校百校新設計画」を策定し、全国的にも例のない大規模な学校整備を行った。現在、学校施設の耐震性の確保と老朽化対策が大きな課題となっており、まなびや計画によって鋭意改善を図っているところであるが、この時期の校舎等の改修・改築に伴う教室等施設の確保が膨大であること、さらには厳しい財政状況にあるなどの理由により、耐震化率は6割台にとどまり全国的にも低い水準にある。

学校の校舎等の施設・設備については、生徒・保護者や県民からまずは「安全」であるという安心感を得ることを重視し、耐震化達成率の現状をしっかりと見据えながら、老朽化対策とともに、早急な対応に取り組んでいくための計画を策定し、財源の確保と併せて進めていく必要がある。

適正な学校規模としての校舎等の容量を確保する観点から、県立高校の施設・設備の整備を行う際には、計画的に改修や増改築を行っていくことが望ましい。

(校内の生徒の居場所や交流の場所づくり)

生徒が教室以外の場所で安心して過ごせたり、気軽に会話や相談ができたりする場所を校内に設けることが必要である。このような場所づくりは、部屋の模様替えや椅子・テーブルの配置によっても可能であり、学校の積極的な工夫が期待される。

図書室については、読書や学習のほかにも、居場所や交流の場としての機能の充実を図る必要がある。

(学校での生活環境の整備)

各学校の施設のうち、トイレや洗面等の水周りをはじめとする衛生面にかかわる日常の生活環境の整備は、喫緊の課題であり、それらの改修等によって生徒の気持ちを明るくし、精神的なゆとりをもたらし、ひいては学習意欲の向上につながる効果も予見できるので、早急な対応が必要である。

（地域と共にある学校の役割）

「地域と共にある県立高校づくり」の考え方から、県民による学校の施設・設備の活用も視野に入れた整備とすることも重要である。

学校は避難所指定の有無にかかわらず、地域の避難所となる可能性もあることから、防災拠点として設備の整備について一層の充実が求められている。

ウ 教育活動や学習方法に応じた教室等の施設・設備の工夫・改善

各学校での教育課程や生徒の状況に応じて、学習集団に応じた授業展開が可能となる教室や、生徒指導・進路指導等にかかる機能を有する施設の確保に取り組む必要がある。

学校における言語活動の充実を図る観点から、生徒の自己表現の場やグループ発表等の場として、視聴覚機器を備えた小ホールやスペースなどが有効であり、その整備が期待される。

専門学科高校の施設・設備の改善については、急速な産業社会の進展や生徒の進路に応じた適切な設備、機器の整備、更新が急務であり、計画的に進める必要がある。

たとえば、農業高校における生産物の販売利益を自校の環境整備について活用することなどは、生徒の学習意欲を高め、学校の活性化にもつながる仕組みとして期待でき、検討する必要がある。

エ 情報化に対応した施設・設備の改善

情報化については、学習環境の整備も併せて考えることが必要である。タブレットPCの導入に伴う無線通信環境や教室内のスクリーンといった実際の教育活動を想定した周辺機器の整備、さらにはパソコンのリース・買い上げなど整備方法も検討することが必要である。

教育における情報化推進の前提として、教職員一人に1台のパソコンの支給が必要であり、早急な充実が求められる。また、教室を含めたLANによる校内ネットワークの整備推進を検討する必要がある。

(2) 学校経営の改善と充実

ア 学校経営の改善と充実に向けた考え方

各学校は、学校教育目標を効果的に達成するため、学校教育計画に基づき、必要な組織づくりを行い、能率的な学校運営と、教職員の服務・予算・施設等の学校管理とを計画的に実施し、評価・改善していく学校経営に、校長のリーダーシップのもと教職員が一体となって組織的に取り組む必要がある。

組織的・機動的・効果的な学校経営にあたっては、学校評価システムを有効に活用して、人的、物的、財政的、組織・運営的な諸条件を、調査データ等に基づき、計画・実施・評価・改善のマネジメントサイクルを確実に位置付けて取り組んでいくことが求められる。

県教育委員会が実施する県立学校への第三者評価の結果を取り入れながら、生徒の実態に応じた教育活動や学校運営の円滑な実施に向けた改善に活用していく必要がある。

イ 自主的・自律的な学校経営の推進

(校長のリーダーシップ)

校長は、リーダーシップを発揮し、副校長や教頭、総括教諭等と企画・調整を円滑に進めながら、学校教育計画を着実に実行するための学校経営にかかる資質・能力の一層の向上を図ることが必要である。

校長は学校経営の改善・充実に向けて、若手や次代のリーダーなどに学校運営への関与と参画の意識を高めることが必要である。

組織的な授業改善をはじめ教育活動にかかる学校経営の改善・充実に向けては、指導的な立場の教員育成に力を入れ、教員の指導力の向上に取り組み、教科指導における学校の組織体制づくりに取り組む必要がある。

(インクルーシブな教育への取組み)

学校運営(学校方針、組織づくり、実践、学校評価)の全般にかかわってインクルーシブな学校づくりの視点が必要であり、そのためには、生徒の意見を丁寧に聴き、教職員が積極的に支援に取り組める体制づくりを進めるとともに、

外部の専門スタッフ的な職員の配置も重要である。あわせて、保健室の機能として養護教諭の複数配置が不可欠である。

(学校評価を活用した学校経営)

県立高校での学校評価システムについて、教職員一人ひとりが、目標を設定する知識とスキル、実施したことを見取るための評価方法に関する知識とスキル、点検・評価に基づく学校改善につなげる方法を身に付けるとともに、学校関係者評価を充実させるなど、改善を図っていく必要がある。

学校評価にかかる研修の強化と事例集やモデル校紹介などによる普及啓発を図るとともに、指導主事による指導の充実が望まれる。

ウ 地域とのつながりや外部機関との連携

円滑な学校運営には、地域の自治会や企業などの力を学校運営に反映させていくことが大切である。

また、学費支援、生活支援、就労支援など、生徒の教育環境を整えるため、教育、福祉、労働の3行政の連携は極めて重要であり、とりわけ、相互の相談機関と連携した取組みは、生徒の健全な育成に不可欠である。

新たな高大連携への取組みとして、特定の県立高校と県内及び首都圏の大学との連携型高大一貫教育の推進をめざし、高校教育の質の向上、高校から大学への円滑な移行と接続、さらには参画・協働による学校経営など、これまでにない新しい連携・接続・一体型の学校づくりを期待したい。

エ コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)

小中学校のコミュニティ・スクールにおいては、学校と地域住民や保護者等との連携が深まるとともに、学校経営力の向上につながっており、県立高校においても導入を検討することが望ましい。

コミュニティ・スクールの導入に際しては、学校運営協議会を通じて、新たな学校コミュニティの形成をめざすという視点が大切である。

「地域と共にある県立高校づくり」は、保護者・地域住民など広く県民の理解と協力があって成り立つものである。さらには、コミュニティ・スクールとしての取組みについては、学校経営への地域の参画・協働が必要であり、PTA活動や地域の活動をはじめ、幅広い立場からの参加・協力を求めて普及啓発を工夫していく必要もある。

オ 教職員研修の改善・充実

教職員が研修を通じて着実に資質・能力を向上し、実践に役立つものとするためには、従前の研修講座の受講履修を前提とした研修のあり方を見直し、知識・技能等の一定の修得を通して、教職員の指導力向上や質の高い教育の提供をめざす実践的な研修として、単位修得型の研修制度に改善する必要がある。

現在、教員免許更新制度の改善の中で検討されている10年経験者研修の取扱いなども視野に入れながら、教職員のライフステージに即して、一人ひとりの個性や能力を勘案し、研修体系を準備していくことも求められる。

県立総合教育センターが研修を進めるにあたって、インクルーシブな視点を明確にもつ必要がある。また、総合教育センターがインクルーシブな学校づくり推進のための拠点として重要な役割を果たすことが必要である。

学校においては、インクルーシブな学校づくりについての実践的な研究が必要不可欠であり、指導主事や臨床心理士などが現場のニーズに応じて学校で行う研修・相談も重要である。また、民間やNPOの力も活用できることが望ましい。

3 県立高校の適正な規模と配置

(1) 県立高校の適正な規模と配置にかかる基本的な考え方

ア 生徒数の動向への対応

神奈川県では、平成26年3月の公立中学校の卒業生徒数が約7万人であるのに対して、今後の推計予測では平成33年3月に約6万4千人、そして平成40年3月には約6万2千人台へと減少が見込まれる。

こうしたことから、円滑な学校運営や教育活動を実施するために、再編整備

を視野に入れた学校規模と学校配置、並びに学校数の適正化の検討・推進に取り組む必要がある。

入学定員計画については、率による割振り方式を改善し、平成 25 年度から公立と私立が自らの責任で実現をめざす定員目標を設定する方式としている。今後の生徒数動向や県外への進学状況の変動等も勘案し、検討する必要がある。

イ 県立高校の適正な学校規模

課程・学科の設置目的に基づき、生徒一人ひとりの個性や能力を確実に伸ばし、授業や学校行事、そして部活動等により、充実した教育活動を展開でき、また、きめ細かな指導・支援や、安心して快適に学校生活を送れる教育機会の提供を図ることができる学校規模を確保する必要がある。

県立高校の小規模化の影響として、一部では、学校の活力の低下（生徒数減少による学校行事や部活動等への支障）や学校運営への支障（教職員数減少による多様な教科・科目の展開の困難さや教職員一人あたりの校務分掌の分担増加等）となっていることが明らかになっており、教職員が生徒と向き合う時間の確保にも課題が生じている。こうした点を是正するためには、各学校の状況に応じた一定の学校規模の確保が必要である。

（学級定員）

学級定員については、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」（通称「標準法」）に基づき、これまでも改善が図られてきたが、全国一律に 1 学級 40 人となっている。今後も、国の動向を踏まえ、原則として 1 学級 40 人を標準とする。

クリエイティブスクールや多部制定時制といった学校や、様々な課題のある生徒が多く在籍し、きめ細かな指導や支援を必要とする学校においては、弾力的な学級編成と小集団など多様な学習集団による授業展開が可能となるよう、たとえば 1 学級 30 人を標準とするなど、県教育委員会が一定の基準を定める必要がある。

（学校規模）

学校規模については、その学校の設置目的、生徒の状況、部活動、地域特性等を勘案し、どの程度の規模が教育的な効果を生むかという視点で考える必要がある。

この基本的な視点に立った上で検討したところ、学校の活力の低下や学校運営への支障といった学校の小規模化の課題が明らかになっており、適正な学校運営・教育活動を行うためには、1 学年 8 学級で全体 24 学級（960 人）から 1 学年 10 学級で全体 30 学級（1,200 人）を標準とすることが望ましい。

ただし、課程・学科の特性によっては、特別な教育的事情を考慮して、1 学年 6 学級で全体 18 学級（720 人）以下の学校規模とすることも考えられる。

各学校の設置状況により学校規模が一律ではない現状を改善する方向として、今後、1 学年 8 学級から 1 学年 10 学級を標準とする学校規模に向けた整備を進める学校については、施設・設備の改修や増改築を行うことが望ましい。

（学校配置）

学校配置については、生徒の学習・進路の希望や通学条件、地域バランス等に配慮しながら、各課程（全日制・定時制・通信制）と各学科（普通科・専門学科・総合学科）の適正な配置を行う必要がある。

これまでの県立高校改革において設置した、単位制による普通科、フレキシブルスクール、クリエイティブスクール、新たな専門学科、総合学科、多部制定時制、通信制新タイプ校といった新しいタイプの高校については、生徒のニーズや生徒減少に応じた再編整備や新たな高校づくりをも視野に入れながら、県内にバランスよく適正な学校配置を進めていくことが必要である。

平成 17 年度からの県立高校の学区撤廃の際の理念としての量的及び質的な均衡を図るという視点、防災拠点という安全・安心の視点、そして通学における経済的な負担軽減の視点などについても検討しながら、適正な学校配置を考えていく必要がある。

(2) 全日制課程の適正な学校配置

ア 普通科

(学年制普通科高校)

県立高校のうち約7割を占める学年制普通科高校については、各学校の設置目的や生徒の学習状況や進路希望の実現等の実態や、地域の公立中学校卒業生数、中学生の進路希望等を勘案し、地域バランスを考慮した適正な学校配置を行う必要がある。

(クリエイティブスクール)

クリエイティブスクールについては、これまで横浜市に2校と横須賀市に1校と県東部に設置されてきた。設置目的や3校のこれまでの取組みの成果により、生徒・保護者や中学校からの設置・拡大の要望があることから、今後、県央地域や県西地域など、地域バランスを考慮した設置の拡大を検討していく必要がある。

(普通科高校併設の専門コース)

学年制普通科高校に併設の専門コースは、新たな専門学科高校や総合学科高校が設置・拡大されたことから、専門教育としての教育内容のあり方や進路希望の実現等の視点から見直しを行い、専門学科や普通科への改編を検討する必要がある。

(単位制普通科高校)

単位制による普通科高校として設置された県立高校については、生徒の実態が様々であり、生徒一人ひとりの進路希望や興味・関心に応じて、自ら主体的に「系」の科目群から選択して時間割を作成し、学校が定める必要な単位数を修得して卒業が認められる高校づくりを行ってきた。

しかし、現在の単位制による普通科高校の一部では、単位制の特性をいかした教育課程の編成や運用が十分でない実態に鑑み、学年制への移行なども視野に入れ、適正な学校配置を図る必要がある。

今後の単位制による普通科高校については、半期で単位認定ができる仕組みの導入など、単位制の特性を一層いかした取組みを進める必要がある。

（フレキシブルスクール）

フレキシブルスクールは、現在、全課程の併設校が1校、全日制と定時制の併設校が1校、そして全日制単独校が1校となっている。今後は、フレキシブルスクールの設置目的を、2つ以上の課程を併設している県立高校として再定義を図った上で、地域バランスを考慮し、適正な学校配置を進めていく必要がある。

（学力向上進学重点校）

学力向上進学重点校は「公立の進学重点校」としてのミッションを明確化する必要がある。

質の高い教育を行う学校づくりの視点も踏まえ、県内から世界をリードするグローバル人材等を輩出できる学校づくりが必要と考える。

現在の学力向上進学重点校は、県民の期待に十分に答えていない。このため、学力向上進学重点校については、その取組み等のスタンダードを定め、しっかりと評価し、指定を見直す必要がある。

（連携型中高一貫教育校）

地域に根ざした連携型中高一貫教育校は、中学生、高校生、大学生等が探究活動から伝統芸能に至るまで様々な行事の場を共有し、互いに刺激し合い、良い教育効果を生んでいる例となっている。

また、神奈川県独自の独自性である県内大学の附属中学校と県立高校の連携型中高一貫教育校については、これまでの6年一貫のカリキュラム開発と実践に関する検証を行うとともに、高大の連携・接続へと進化・発展することを期待したい。

連携型中高一貫教育校をさらに拡大していく場合については、地域性や教育内容、入学者選抜の方法等に加え、国の動向等も踏まえて検討していく必要がある。

イ 専門学科

専門学科高校については、産業構造の変化や科学技術の進展、さらには時代や社会の変化に応じて、求められる専門的な知識・技術及び技能が変化し、高度化している。

現在の工業科や商業科、看護科等の専門学科高校の教育内容や作業的・体験的な活動などの指導体制も、こうした変化に十分対応していく必要がある。また、専門学科高校については、周辺地域の状況や総合学科高校の設置状況等を勘案し、適正な学校配置とする必要がある。

専門学科高校の卒業生のうち、就職した者は4割を下回り、大学や専門学校等への進学した者が5割を超えている状況がある。

上級学校への進学を指導・支援できる教育課程の編成や運用を学校の特性とし、より高度な専門性や応用力のある未来のスペシャリストを生み出す、新たな専門学科高校づくりについても、再編整備も視野に入れながら推進していく必要がある。

前回の県立高校改革時とは様相が変わり、キャリア教育という社会との接続を考える学びが共通認識化している。こうした中で、生徒の専門学科の教育における学びについても、上級学校へのつながりも考える必要がある。

通学区域・交通の便等を踏まえつつ、その人材を必要としている地域の状況を勘案して専門学科高校の配置について検討を深め、新しい分野に対応できる人材を育成していくことが必要である。

ウ 総合学科

総合学科高校については、普通教育と専門教育を選択履修して総合的に学ぶ学科として設置されている。配置を考えるにあたっては、専門学科高校の立地環境や学科内容等を勘案するとともに、学校周辺地域の産業の特性等にも着目しながら、生徒・保護者や中学校等のニーズや地域バランス等に配慮した適正な学校配置に取り組む必要がある。

また、総合学科高校においては、教育課程の編成や運用の状況、さらには生徒の学習ニーズや進路状況等から判断して、設置目的を果たせていない場

合には、単位制あるいは学年制の普通科等への改編などを積極的に進めていく必要もある。

(3) 定時制課程・通信制課程の適正な学校配置

(全体的な考え方)

定時制高校全般については、これまでの勤労青少年の在籍の割合が少なくなり、不登校経験のある生徒や外国につながる生徒など、多様な生徒が在籍している状況において、生徒・保護者や中学校等のニーズ、地域バランスに配慮した適正な学校配置を考えていく必要がある。

また、学習意欲のある子どもたちが安心して学べる場の確保という視点で、再編整備にあたっては、十分配慮して進める必要がある。

全日制に併置の定時制は、生徒に誇りを持たせる点から独立校にすることが望ましい。既存の独立校の生徒の様子を見ていると自信をもって通学していることが見てとれる。定時制の生徒の中途退学者を減らすという視点からも、独立校については考える必要がある。

今後は、フレキシブルスクールの特色をいかした定時制・通信制のあり方を考えていくことも必要である。

定時制高校への認識が大きく変わっており、一人ひとりの生徒の状況に応じた教育課程の一つとして一層、魅力ある定時制・通信制に発展させていく必要がある。

(夜間定時制高校)

夜間定時制高校については、生徒の多様な実態を踏まえて、これまで単位制の普通科高校や総合学科高校といった単位制の仕組みをいかした県立高校づくりを進めてきた。

しかし、中途退学者や卒業時の進路未決定者がいまだ多い状況にあることを考慮し、生徒一人ひとりにきめ細かな指導と支援を行う上で、履修と単位の修得については教育課程の弾力的な運用をすべての夜間定時制高校で進めていく必要がある。

夜間定時制で学ぶ生徒の3割を超える者が昼間の時間帯での学習を希望していることから、クリエイティブスクールなど全日制での学習機会の拡大をも視野に入れながら、段階的に夜間定時制の縮減を図っていく必要がある。

夜間定時制については、小規模で通いやすいところに、適正に配置する必要がある。

(昼間定時制高校)

昼間定時制高校については、現在、1校が設置されており、勤労青少年に対応した高校教育を受ける機会として開校した。現在、ほとんどの生徒が3年間での卒業を希望し、学びと関連する進路実現を果たしていることを踏まえ、課程のあり方を検討する必要がある。

(多部制定時制高校)

多部制定時制高校については、現在、2校を設置し、不登校経験や様々な学習歴を有する生徒が単位制の仕組みにより学んでいる。生徒の学習状況や中途退学率及び卒業率の状況、さらには進路状況等を見ながら、多部制定時制についての検証を行い、適正な学校配置について検討する必要がある。

(通信制高校)

通信制高校については、現在、2校を設置している。スクーリングの改善やICTを活用した学習機会の拡大など生徒と接する少ない機会を活用しながら引き続き、コミュニケーションを大切にした指導・支援の充実に努めている。生徒が引き続き意欲的に自学自習ができ、中途退学することなく、卒業できるように通信制高校としての使命を果たす必要がある。また、生徒のニーズや地域バランスを踏まえながら適正な学校配置を進めていく必要がある。

県立高校全体の卒業率を高める方策として、全日制・定時制・通信制の学校間連携や単位互換、併修等の仕組みの拡充に取り組むことが必要である。その際、フレキシブルスクールの考え方も参考に、適正な配置を検討する必要がある。

スクーリングについては、遠方からの通学者に対する負担軽減を踏まえ、通信制新タイプ校によるサテライト校の設置や出前授業のような仕組みを検討することで地域バランスを確保することも考えられる。

(4) 学校数の適正化

課程・学科や教育的な特性を有する設置目的をもった県立高校の適正な学校規模を確保していくためには、これから県立高校の再編整備や新たな高校づくりを行い、学校数の適正化を図る必要がある。

また、これから再編整備や新たな高校づくりを進めていく際には、生徒の通学の便や経済的な負担軽減を考え、その上で立地環境や周辺環境も十分考慮に入れ、適正な学校の選定を行い、配置を進めていくことが望ましい。

(5) 入学者選抜のあり方

高等学校入学者選抜制度に関しては、制度としての大きな枠組みを変更せずに、現行制度の中でインクルーシブ教育の実施にかかる選抜方法等について検討していく必要がある。

高等学校入学者選抜制度にかかる今後の見直しや改善については、今後の制度検証などを通じて取り組む必要があり、これからの県立高校改革とは別に論議していくことが望ましい。

県立高校改革の推進にあたって

1 改革全体の方向性について

県立高校改革を推進するにあたっては、国の教育基本法や教育振興基本計画、県教育委員会の「かながわ教育ビジョン」や神奈川の教育を考える調査会「最終まとめ」を踏まえ、未来を拓き、創り、生きる神奈川の子どもたちを大切に育むことを第一に考え、すべての県立高校を視野に入れた将来構想を描き、その具現化に向けたあり方を教育行政計画に示し、着実に取り組むべきである。

生徒の高校教育についてのニーズをはじめ、グローバル化や情報化が進展する社会や時代の変化に対応した高校教育のあり方、そして今後の中学校卒業生徒数の動向等を踏まえながら、県立高校の将来構想について、生徒・保護者や教職員のみならず、県内の経済界や産業界、市町村、民間企業、大学等の教育関係機関などと意見交換の場を設けるなどして、広く県民から意見を聴取し、プロセスを大切にして県立高校改革にかかる計画に取り組む必要がある。

計画期間については、改革規模を想定して検討を進めることが望ましい。ただし、校舎等の老朽化・耐震化の状況や生徒数の動向等を見据えた、県立高校の施設・設備や再編整備への対応については、中長期を展望した計画期間を別途に検討するなどして、計画的・継続的に取り組むことを期待する。

2 県立高校の対応

県立高校改革に向けて、各学校は校長を中心に教職員が一丸となって、学校のミッションをしっかりと共有し、神奈川の子どもたちにより良い教育を提供できるよう、教育のプロフェッショナルとして活力あふれる学校改革に取り組むことを期待する。

各学校においては、これまでの学校づくりを振り返りながら、学習の主体である生徒の実態をしっかりと把握し、学習や進路のニーズに応じた教育課程の編成や

運用が根拠に基づいて行われるようにし、点検・評価を行いながら、不断の改善に努めるべきである。

地域社会の中に位置する県立高校のあり方を自覚し、生涯学習社会の到来による役割や東日本大震災後の地域防災としての役割を担う場として、すべての教職員が地域との協働・連携を大切にして、地域と共にある学校づくりを進める必要がある。

3 行政の対応

(改革にかかる財政措置)

神奈川の未来を担う人材(むしろ、これから少子化社会では人は宝すなわち「人財」)を育成することこそが、神奈川県教育委員会及び神奈川県行政の使命であり、誇りと情熱、そして夢や希望をもって、不断の努力を続ける必要がある。

これまで限りある県の財源が県立高校の教育改革の推進にあてられてきたが、生徒の安全・安心にかかわる予算や、時代や社会の変化に応じた高校教育の充実に向けた予算などは、まさに未来への先行投資である。県教育委員会は、県立高校改革についての必要な予算総額の確保に向けて、県民の理解と支持が得られる優れた改革計画の策定と、教育効果に対するデータの根拠(エビデンス)をもって取り組んでいく必要がある。

その一方で、神奈川の教育を考える調査会での「最終まとめ」にもあるように、今後の県立高校改革にかかる財政措置については、まずは県教育委員会自らが今の予算や制度を徹底的に見直して無駄を省き、県立高校の学校現場に最も適した仕組みをつくって、メリハリのあるものとする必要がある。

(改革への学校支援)

県教育委員会は、各学校の課程・学科のミッションに対する主体的な学校づくりを推進することができるよう、学校運営、教育課程、生徒指導、進路指導、教職員研修、施設・設備の整備など、可能な限り様々な視点からの条件整備を行い、改革に取り組む学校を支援する必要がある。

インクルーシブな学校づくりのためには、教育だけではなく労働、福祉などの行政機関が協働し、インクルーシブな施策を総合的に構成して、多様な困難を抱える生徒について対応できる仕組みづくりが重要である。

(市町村及び他の高校設置者との連携)

神奈川県の高次教育は、県と市を設置者とした公立高校と私立高校とによって担われており、今後も引き続き、相互の連携・協調によって高校進学の際の確保と、より良い高次教育の提供に向けて取り組んでいくことが望まれる。

これからの県立高校改革における再編整備に関しては、公立と私立とのそれぞれの役割や特性を十分にいかし、連携・協調を深めながら、県民の信頼と期待に応えた取組みをしていくことが求められる。

(中学生・保護者や教職員等への学校理解の促進)

県立高校に進学を希望する中学生・保護者、そして中学校の教職員や教育関係者などに、教育方針・教育内容や入学者選抜のあり方など学校の理解にかかる説明会や情報提供などについて各学校が主体的かつ積極的に取り組むとともに、県教育委員会の企画運営する学校紹介や説明会等の機会をいかして周知に取り組む必要がある。

(教職員の資質・能力の一層の向上)

神奈川県教育委員会における「教職員人材確保・育成基本計画」に基づきながら、質の高い教育の提供に向けた実践的な指導力や生徒理解や適切な相談・支援に向けた専門的な知識・スキルの向上が図られる研修等を一層充実させ、生徒・保護者など広く県民の教職員に対する信頼や期待に十分応えられる取組みが必要である。

教職員の研修の充実に向けては、教科など指導にかかる研修や校務にかかる研修などのほか、社会や時代の変化に対応して求められる資質・能力の向上を図る作業的・体験的な研修や、大学・大学院等の専門的教育機関や民間企業など関係機関との連携・協力による研修など、様々な研修機会を提供し、高次教育の充実とこれからの県立高校改革に資する教職人材の確保・育成に努めていく必要がある。

教職員の研修については、県立総合教育センターの有する研修、研究、相談及び情報提供という機能を十分にいかすとともに、県内の大学や企業など様々な機関との連携・協力を強化して、充実した体制づくりが求められる。

(入学者選抜制度)

現行の入学者選抜制度に基づきながら、県立高校におけるインクルーシブ教育の導入と実践に向けた入学者選抜に取り組む必要がある。

(県立高校改革についての県民へのPRと理解の促進)

これからの県立高校の将来構想や改革内容について、生徒・保護者など広く県民に十分なPR活動を行い、意見等を聞きながら、理解と協力が得られるよう工夫と努力が求められる。

県立高校の再編整備にかかる取組みを進める際には、各地域の実情や意向などに十分配慮し、周知を図りながら、理解と協力を求めることが必要である。

4 地域社会や家庭等の対応

県立高校改革を推進するにあたっては、各学校や県教育委員会の取組みのみならず、保護者・地域住民など広く県民の理解と協力が最も重要である。

とりわけ、コミュニティ・スクールの取組みは、学校運営への地域の参画・協働が必要不可欠である。PTA活動や地域の活動をはじめ、幅広い立場からの参加・協力を求めて普及啓発を工夫していく必要もある。

県立高校をめぐる様々な課題に対応するため、県立高校が地域や家庭と一体となって取り組んでいくことが必要であり、併せて、生涯学習社会の到来を視野に入れて、地域のコミュニティとして、県立高校が地域の教育力向上に貢献できるよう取り組む必要がある。

また、地域のコミュニティとしての県立高校のあり方を追求していく上でも、今後も引き続き、県立高校の施設の整備に向けた寄附の受け入れを促進するため、「神奈川県まなびや基金」への理解と協力を積極的に呼びかけ、県立高校の教育

環境整備を推進していく必要がある。

県立高校の中途退学率は以前に比べて減少している。しかし、依然として中途退学率の高い学校もあり、入学した生徒を責任をもって卒業させられるよう学校と家庭と関係機関等が連携・協力する仕組みの構築が求められる。

県立高校の学校紹介や教育活動の取組みなどについて、日頃から積極的にホームページなど様々な広報手段を通じて周知に努め、学校理解の促進を図る必要がある。

用語解説

	用 語	解 説
あ 行	新しいタイプの高校	「県立高校改革推進計画」（平成12年～平成21年）及びその後の取組みにおいて、生徒の興味・関心や学習希望・進路希望の多様化、生徒数の減少などに対応するために設置したもので、単位制による普通科高校、フレキシブルスクール、総合学科高校、新たな専門学科高校、通信制新タイプ校、クリエイティブスクール、多部制定時制高校がそれにあたる。
	いのちの授業	子どもたちの社会性や規範意識の低下、不登校やいじめ・暴力行為などの教育課題、自殺や若者の自立をめぐる問題が生じている中、他者への思いやりや自分を大切にすることを育み、神奈川を担う人づくりを進めるため、各学校では、各教科、道徳の時間、総合的な学習の時間、食育やキャリア教育など、あらゆる教育活動を通して、「いのちの授業」を展開している。
	インクルーシブ教育	「障害者の権利に関する条約」によれば、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。
か 行	学力向上進学重点校	<p>確かな学力と豊かな人間性・社会性を備えた次世代を担う人材育成に資するため、組織的なカリキュラム開発と授業の質的保証、個別の学力向上支援体制の充実等、生徒の第一希望の進学実現に向けた取組みを実践する県立高校。平成 26 年 6 月現在で 18 校が指定されており、そのうち 2 校がアドバンス校に指定されている。</p> <p>〔アドバンス校〕学力向上進学重点校のさらなる深化を図り、グローバル人材・次世代リーダー人材育成をめざす取組みを実践する。</p> <p>「個性化推進事業(昭和 54 年度～平成元年度)」にはじまる特色ある県立高校づくりにおいて、すべての県立高校の学力向上・特色づくりの一層の深化・充実を図って「学力向上推進・特色ある県立高等学校づくり推進事業(平成 19 年度～平成 21 年度)」を展開し、その中で学力向上進学重点校 10 校が指定された。その後、事業の焦点化・重点化を図った「県立高校教育力向上推進事業(平成 22 年度～平成 24 年度)」において学力向上進学重点校は 18 校に拡充され、さらに、「県立高校教育力向上推進事業 Ver. (平成 25 年度～)」においても同じ 18 校が指定された。</p>

か 行	学校評価	<p>子どもたちがより良い教育を享受できるよう、その教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と発展をめざすための取組みで、各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、めざすべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組みの適切さ等について評価することで、学校として組織的・継続的な改善を図る。また、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携・協力による学校づくりを進める。さらに、各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることで、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図る。</p>
	かながわ教育ビジョン	<p>明日のかながわを担う人づくりを進めるため、平成 19 年 8 月に定めた今後の本県の教育を推進する総合的な指針。</p> <p>「かながわ人づくり宣言」(平成 17 年 11 月)のアピール以来、ワークショップや教育イベントの開催、県民からの意見募集、各関係団体との意見交換等による教育論議を深めながら策定した。</p>
	教育相談コーディネーター	<p>各学校で児童・生徒への支援に取り組む際に、課題解決に向けた推進役となる教員のこと。具体的には、担任、保護者、児童・生徒からの相談を受ける、校内委員会を開催し児童・生徒の指導にかかわる教職員間の情報の共有化を図る、対応を協議し支援計画を作成する際のリーダーとなる、具体的な支援の進捗状況を把握し必要に応じ担任等に助言する、一定の期間後、取組みの評価をしてその後の取組みを検討するといった役割を担う。</p>
	共生社会	<p>特別支援教育のあり方に関する特別委員会報告によれば、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会のこととされ、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会である。</p>
	クリエイティブスクール	<p>学年制による普通科高校の一つで、今まで、持っている力を必ずしも十分に発揮できなかった生徒が、これまで以上に学習意欲を高めていくことができるようにするための仕組みをもった学校。</p> <p>学年や科目に応じた少人数の授業展開(すべての学習活動を 1 クラス 30 人以下で実施)を行い、「わかる授業の展開」や「実体験からの学び」を通したきめ細かな教育活動を展開することで、基礎学力や社会性を身に付けていく。</p>

か 行	クリエイティブスクールのつづき	入学者選抜においては、意欲的に学校生活を送ろうとする意思を重視し、学力検査は行わず、調査書の評定は使わず、観点別学習状況を活用した総合的な選考を行う。
	系	単位制普通科高校では、共通科目（普通科目）を中心に、幅広い分野にわたって設置される選択科目の中から、自分の興味・関心、進路希望に合わせて科目を選択し、自分の学習計画に基づいた時間割をつくることができるが、まとまりのある学習のため、科目選択の参考となるよう、関連のある科目をまとめた科目群のことを「系」という。
	系列	総合学科高校では、共通科目と専門(学科)科目の両分野にわたって特色ある科目が設置され、その中から自分で学習計画をたて、科目を選択して学ぶことができるが、選択するときの参考となるよう、学習のまとまりとして設けた科目群のことを「系列」という。
	国際バカロレア	インターナショナルスクールや各国の現地校の卒業生に、国際的に認められる大学入学資格を付与する仕組み。 国際バカロレアには、3歳から19歳の子どもの年齢に応じた3つのプログラムがあり、そのうちのディプロマ資格プログラムを修了し、ディプロマ資格取得のための統一試験に合格することで、国際的に認められている大学入学資格の一つである、国際バカロレア資格を取得することができる。
さ 行	支援教育	「共に学び共に育つ教育」という理念の実現に向けて、障害の有無にかかわらず、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していくことを根幹に据えた教育。 平成14年3月の神奈川県教育委員会に対する、これからの支援教育の在り方検討協議会「これからの支援教育の在り方(報告)」に基づく考え方であり、国が示す「学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(AD/HD)・高機能自閉症等」に対する特別支援教育も包括し、学校種や学級・教室の種類などを問わず、各学校に在籍するすべての子どもたちを対象としている。
	生涯学習社会	教育基本法では、国民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切にいかすことのできる社会のこととしている。
	全日制進学率	神奈川県内の公立中学校卒業生のうち、県内・県外に設置される公立・私立全日制高校及び高等専門学校に進学した生徒の割合。
	組織的な授業改善	組織で取り組む授業づくりを通じた授業改善の実施によ

さ 行	組織的な授業改善のつづき	り、確かな学力の向上及び教員の世代交代に伴う指導力の継承を実現し、学校全体の教育力の向上につなげることを目的とする。
た 行	第三者評価	学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について、専門的視点から評価を行うもの。神奈川県では「専門評価」として、平成23年度から実施。
	多部制定時制高校	特定の時間帯(午前・午後・夜間)で授業を行う課程を複数設置した高校。
	知識基盤社会	「我が国の高等教育の将来像(答申) 中央教育審議会 平成17年1月28日」において、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ、社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会のこととして定義されている。
は 行	フレキシブルスクール	単位制の仕組みをいかし、一人ひとりの生活スタイルや学習ペースに応じた学習ができるよう、1日8時間や12時間の授業展開を設定し、午前・午後・夜間(定時制課程を併置する学校のみ)それぞれの時間帯を選択できる柔軟なシステムを特色とする高校。
ま 行	まなびや計画	大地震への備えや入学希望者が増加している特別支援学校の整備、新たな時代に対応した機能改修、深刻化する老朽化等への対応を図るために、平成19年度に「県立教育施設再整備10か年計画」(まなびや計画)を策定し、平成28年度までの10か年で様々な課題に対応した施設整備を進め、安全で安心できる教育環境の実現をめざすもの。 平成20年の中国四川省の地震で学校が倒壊し、多数の犠牲者が出たことから、耐震化を最優先とする見直しを行った。
ら 行	6次産業化	農山漁村に豊富に存在する地域資源をフル活用し、1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、新たな付加価値を生み出す取組み。

資料

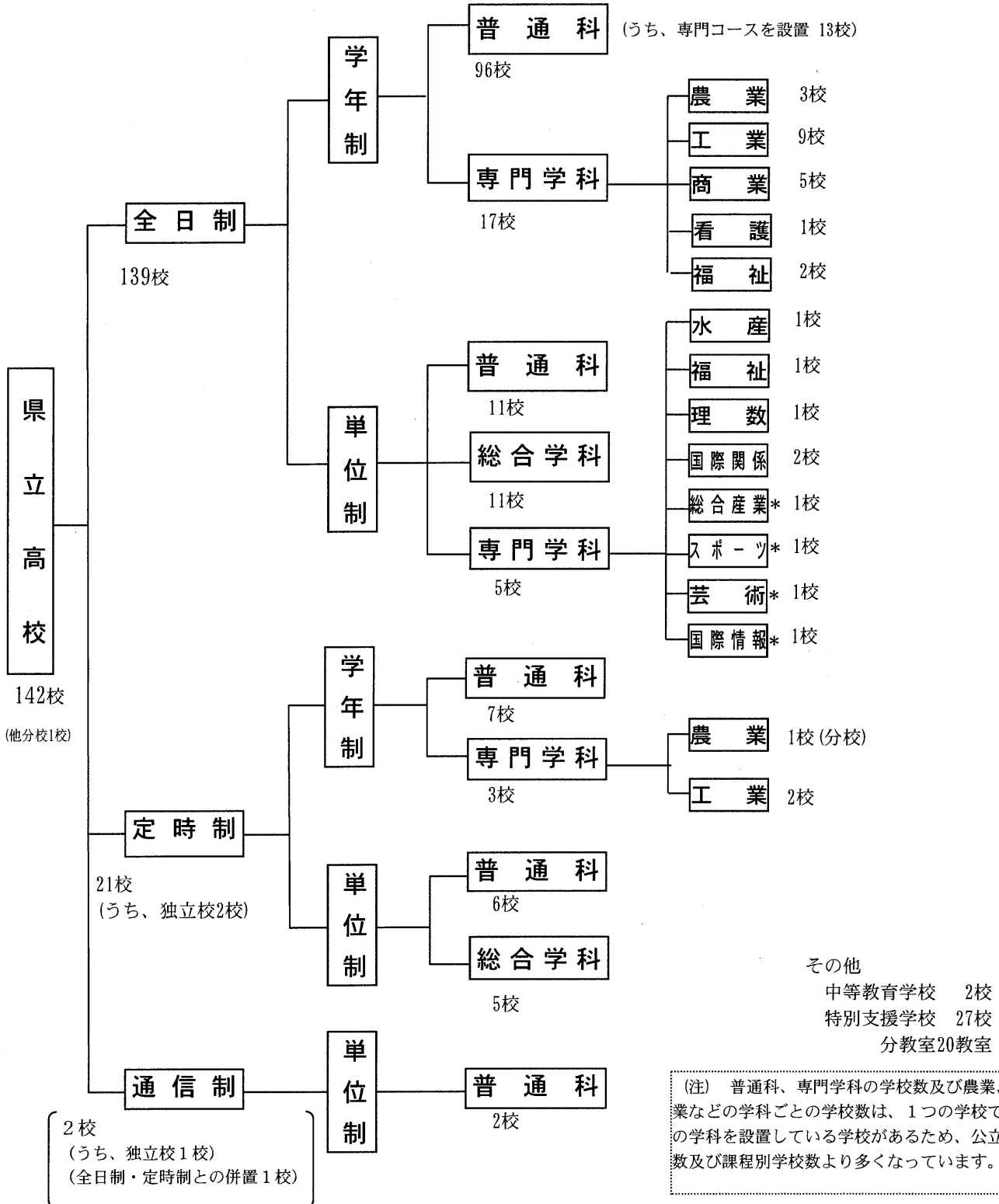
【参考図表】	(頁)
1 県立高等学校の課程別・学科別学校数及び設置状況	資-1
2 公立高等学校の配置図	資-4
3 県立高校教育力向上推進事業 Ver. II (概要版)	資-6
4 公立中学校卒業生数等の推移	資-9
5 公立中学校卒業生の進路状況(5月1日時点)	資-10
6 公立中学生の進路希望状況(10月20日時点)	資-10
7 県立高校(全日制)の学校規模別の学校数	資-11
8 経年別延床面積(県立高校)	資-11
9 平成26年度神奈川県一般会計当初予算及び県教育委員会当初 予算科目別内訳	資-12
10 県立高校改革にかかる関連年表	資-13

【参考資料】

- 神奈川の教育を考える調査会 最終まとめ(概要) 資-14
- 県立高校改革推進検討協議会の設置及び運営に関する要綱 資-16
- 県立高校改革推進検討協議会構成員名簿 資-18
- 県立高校改革推進検討協議会への依頼事項 資-20
- 県立高校改革推進検討協議会の審議経過等 資-21
- 学校現地調査の概要 資-22
- 県立高校の将来像を考えるシンポジウム 実施概要 資-23

1 県立高等学校の課程別・学科別学校数及び設置状況

- 神奈川県には、142校（他分校1校）の県立高等学校があります。
- 高等学校（以下、「高校」といいます。）は、学習形態（学習時間、修業年限、学習方法など）の違いによって、全日制、定時制、通信制の課程に分かれています。
- それぞれの課程は学びのしくみによって、学年による教育課程の区分を設ける学年制と区分を設けない単位制に分かれます。さらに、主に学習する内容によって、普通科、専門学科、総合学科に分かれています。



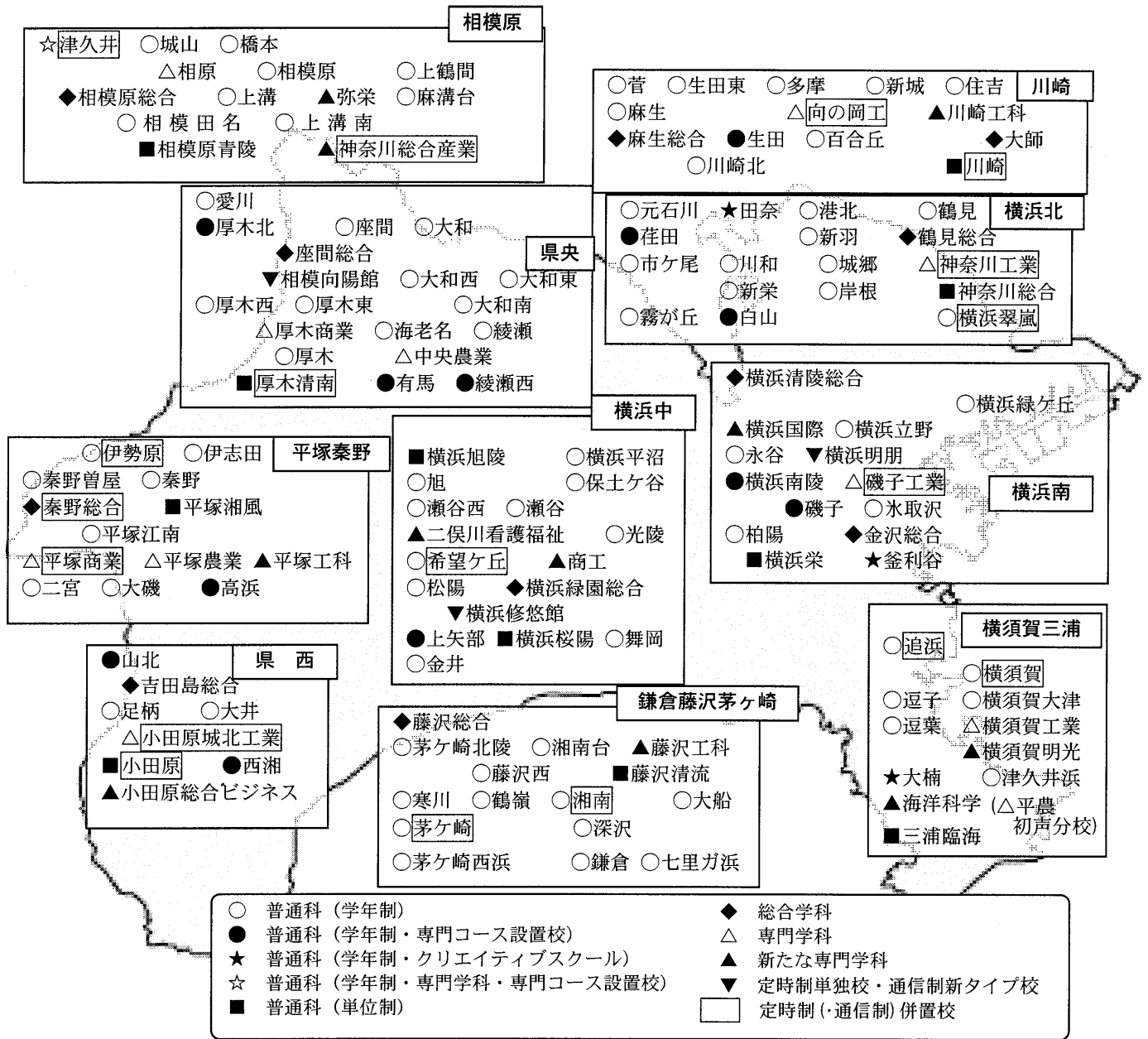
※資料出所：県教育局調べ

表中*印が付された学科は「高等学校設置基準」における「その他専門教育を施す学科」に分類される学科です。

課程・学科等		概 要	校数	
全 日 制	普 通 科	学年制 普通科	○ 中学校と同じように、ほとんどの科目についてクラス 単位で学び、1学年ずつ進級	鶴見など 96校
		クリエイティブ スクール	○ 1クラス30人以下で「わかる授業」を展開 ○ 入学者選抜では、学ぶ意欲を重視して選考	釜利谷 田奈 大楠
		専門 コース	○ スポーツや芸術、福祉など、専門的な科目を3年間で 10~20単位程度学習	上矢部など 13校
	普 通 科	単位制 普通科	○ 学年の区分がなく、3年間で必要な単位数を修得する ことで卒業 ○ 普通科目を中心に、特色ある選択科目の中から、自分 の興味・関心、進路希望にあわせて科目を選択	神奈川総合 など11校
		フレキシブル スクール	○ 単位制のしくみを生かし、1日8時間や12時間の授 業展開から、科目選択できる柔軟なシステム	横浜桜陽 川崎 厚木清南
	総合学科		○ 幅広い普通科目と専門科目の中から各自が科目を選択 して、単位制のしくみによって学ぶ ○ 自分の個性・適性を発見し、将来の進路を考える学習 を重視し、体験的な学習や実習を重視した授業を展開	鶴見総合 など11校
専門学科		○ 将来のスペシャリストとして必要な専門的知識・技術 の基本を身に付けるため、専門科目を25単位以上学習 ○ 専門学科には、農業・工業・商業・水産・看護・福祉 などに関する分野	神奈川工業 など22校	
定時制		○ 夜間その他の特別な時間または時期に学習 ○ 多くの学校では、17時30分ごろに授業がはじまり、 21時ごろに授業終了	横浜翠嵐 など21校	
昼間定時制		○ 全日制高校とほぼ同じ時間帯で授業を行い、ほとん どの生徒が3年間で卒業	平塚農業高 校初声分校	
多部制定時制		○ 昼間の時間帯に、1日4時間（半日単位）の授業を受 け、ゆっくりじっくりきめ細かく学ぶ	相模向陽館 横浜明朋	
通信制		○ 主に通信教育によって学習 ○ 卒業時に与えられる資格は、全日制、定時制と同じ	横浜修悠館 厚木清南	

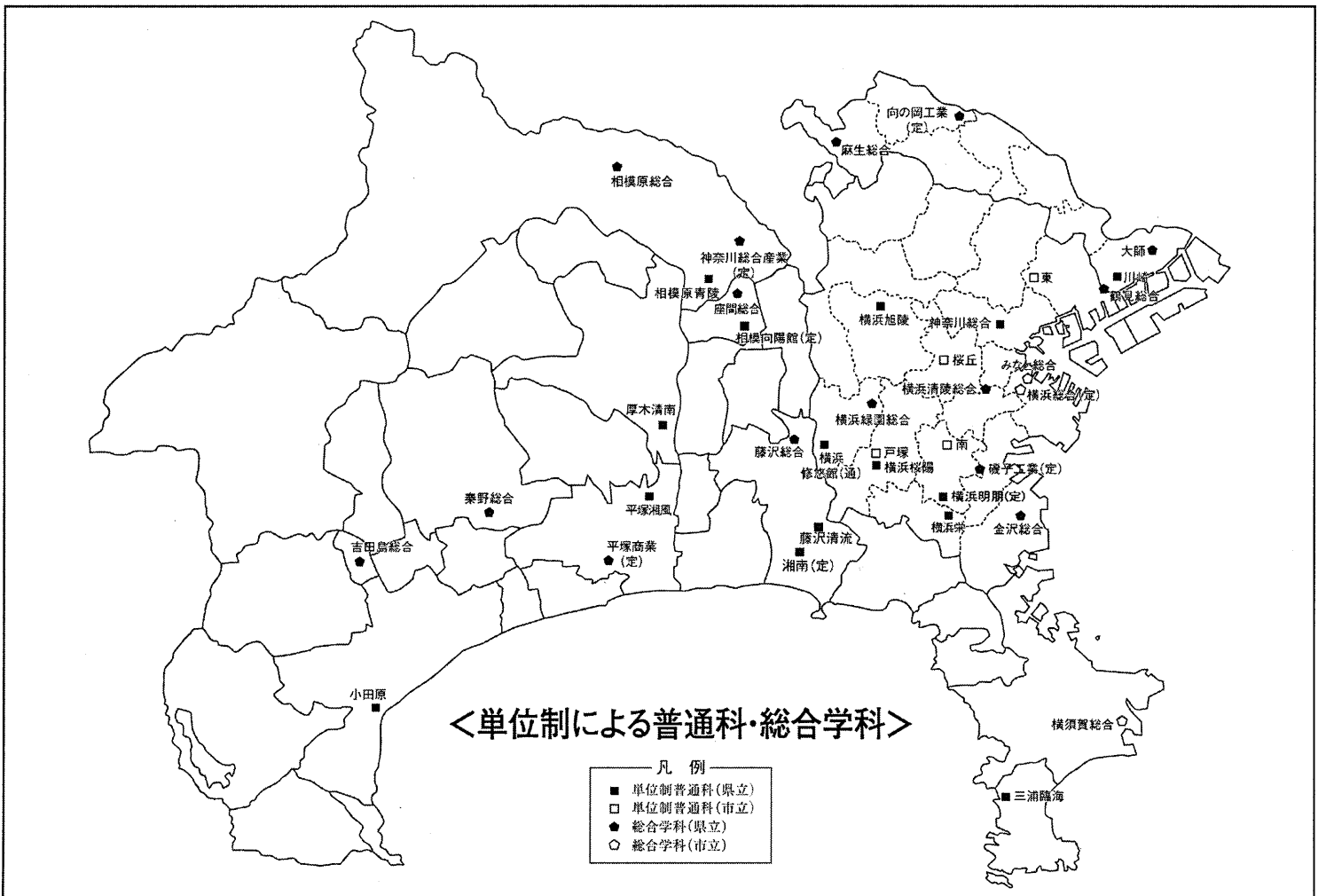
* 専門学科22校のうち1校（津久井高校）は普通科併置

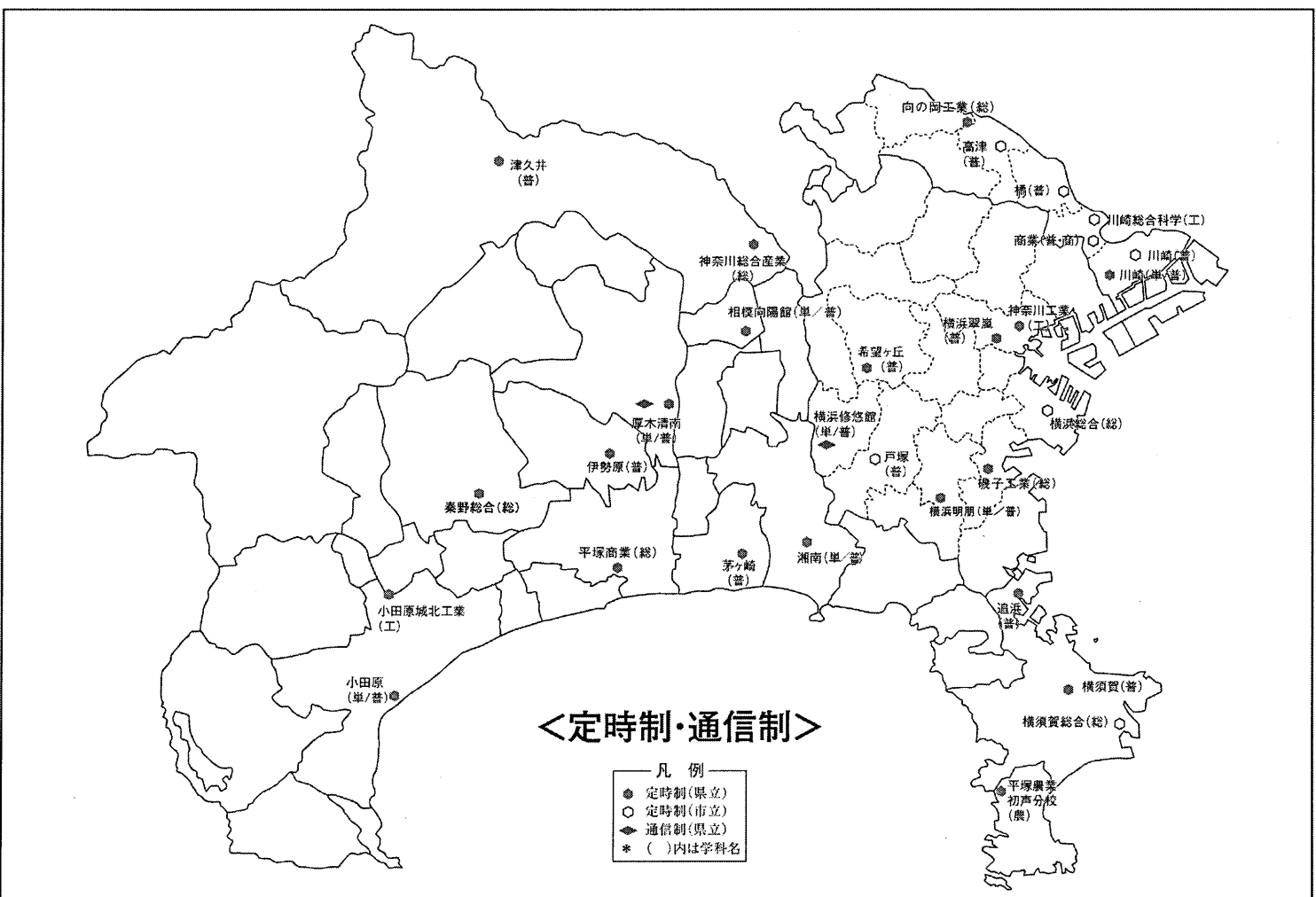
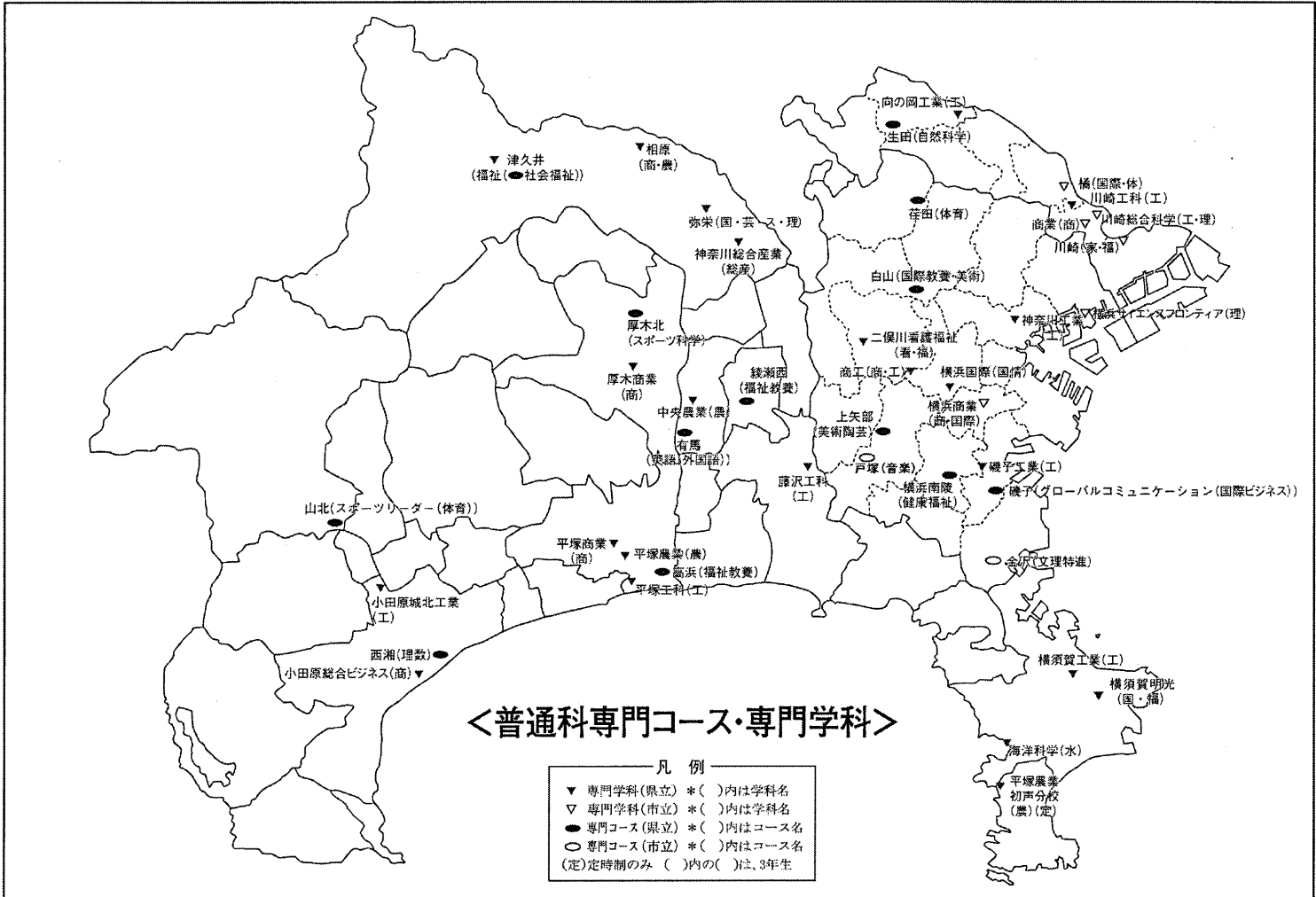
※資料出所：県教育局調べ



()は他課程等との併置くは分校	全日制								定時制			
	普通科 学年制	普通科 コース	クリエイティブ	普通科 単位制	総合 学科	専門 学科	新たな 専門 学科	普通科		総合 学科	専門 学科	通信制
								学年制	単位制			
横浜北	14	2	1	1	1	1		(1)			(1)	
横浜中	11	1		2	1		2	(1)				1
横浜南	8	2	1	1	2	1	1		1	(1)		
川崎	9	1		1	2	1	1		(1)	(1)		
横須賀三浦	7		1	1		1	2	(2)				<1>
鎌倉藤沢茅ヶ崎	12			1	1		1	(1)	(1)			
県西	4	2		1	1	1	1		(1)		(1)	
平塚秦野	8	1		1	1	2	1	(1)		(2)		
県央	14	3		1	1	2			1 (1)			(1)
相模原	9	1		1	1	1 (1)	2	(1)		(1)		
	96	13	3	11	11	11	11	7	6	5	3	2

2 公立高等学校の配置図





3 県立高校教育力向上推進事業Ver. II (概要版)

これまでの取組み 県立高校教育力向上推進事業 (H22～H24)

県立高校全体の教育力の向上

信頼と期待に応える県立高校づくり

《教育活動開発校:33校》
先進的課題研究に取り組む
パイロット校

《教育推進校:51校》
地域等における教育活動推進
の拠点校

《教育課程研究校:36校》
新学習指導要領に対応する
先導的取組み

＜各校の企画による教育活動公開・研究協議会等の実施 (22事業116校指定)＞

これからの取組みに求められるもの

高校の魅力と教育力向上の推進

すべての生徒に共通に求められる「コア」の確立
【高校教育の基盤の質的保証】

一人ひとりの個性を生かす教育の充実
【各校の特色ある教育活動の深化】

県立高校教育力向上推進事業 Ver. II <さらなる教育力の向上>

- これまでの取組みを継承しつつ、県立高校として担う役割を見据えた事業の再編
- H25～H27の3年間を見通した計画的な事業展開
- 厳しい財政状況への対応も含めたテーマや指定校の再構築（精選）

広げる

すべての県立高校に求められる
共通テーマの先導的な役割
先進的な取組の開発・実践・普及

未来を拓く・
創る・生きる
＜人間力＞

かながわ
教育ビジョン

深める

各校の魅力づくりの充実のための
特色あるテーマの教育展開の深化
自校の魅力ある教育の実践・発信

【研究推進校】

＜テーマ＞

確かな学力向上推進
国際教育
ICT利活用教育
キャリア教育
シチズンシップ教育
地域等連携教育
いのちの尊重に関する教育
防災教育

- ◆確かな学力の向上
- ◆幅広い学習ニーズに応じる多様で柔軟な教育
- ◆社会生活実践力の育成
- ◆地域との協働連携
- ◆個に応じた教育支援

これからの
県立高校のあり方

【教育実践校】

＜テーマ＞

学力向上進学重点
理数科学教育
福祉教育
環境教育
家庭・生活教育
伝統・文化教育
支援教育

- 先導的な役割を担う高校を指定
- 総合教育センター等との連携による指定校のまとまりごとの研究推進
- テーマごとの取組みの全校への普及

- 継続性と具体的取組みを踏まえ指定
- 同一テーマ校間での情報共有と連携を強化した教育活動の実践
- 各校の取組み成果を積極的に発信

※ 下線は新規テーマ

※資料出所：県教育局調べ

【県立高校教育力向上推進事業Ver. IIにおけるテーマと取組みの概要】

	テーマ	取組み
研究推進校 「先進的な取組みの開発・実践・普及」	確かな学力向上推進	生徒の確かな学力を育成し向上させるため、平成24年度から全県立高校で取り組んでいる組織的な授業改善のより一層の推進を図るため、授業づくりに係る校内授業研究とそのマネジメントについて先進的な研究を行う。
	国際教育	国際的な視野を持ってさまざまな課題解決に向かう国際人材の育成に向け、変動する社会のグローバル化に対応する国際理解教育及び英語教育に係る研究を行う。
	ICT利活用教育	情報機器やネットワーク社会の進展等に対応する教育の研究を行うとともに、教科指導におけるICTの有効かつ適切な活用方法や、生徒がICTを活用し課題発見・解決する授業展開の研究を行う。
	キャリア教育	将来の在り方生き方を見据え、社会や職業への円滑な移行に必要な「基礎的・汎用的能力」を育成するキャリア教育を展開するためのカリキュラム開発等に係る研究を行う。
	シチズンシップ教育	平成23年度から全県立高校で取り組んでいるシチズンシップ教育をより効果的に展開するカリキュラム開発等に係る研究を行う。
	地域等連携教育	小・中学校など他校種との連携や、地域の教育力を活用した効果的な教育活動、啓発的な体験活動等に係る研究を行う。
	いのちの尊重に関する教育	教育活動全体を通じて道徳的实践力を高める道徳教育のカリキュラム開発を行うとともに、人間としての在り方生き方や「いのちの授業」等、いのちの尊重に関する教育に係る研究を行う。
	防災教育	学校防災力と生徒自らが身を守る力の向上に向け、ホームルーム活動や学校行事、各教科・科目などの学校の教育活動全体を通じた計画的な防災教育の推進に係る研究を行う。
教育実践校 「魅力ある教育の実践・発信」	学力向上進学重点 (アドバンス校2校を込)	確かな学力と豊かな人間性・社会性を備えた次世代を担う人材育成に資するため、組織的なカリキュラム開発と授業の質的保証、個別の学力向上支援体制の充実等、生徒の第一希望の進学実現に向けた取組みを実践する。さらにアドバンス校では、グローバル人材・次世代リーダー育成をめざす取組みを実践する。
	理数科学教育	科学技術への理解を促し科学技術革新を担う人材育成に資するため、科学的、数学的に考察し表現する態度を育て、創造的な能力を高めることをめざした理数科学教育を実践する。
	福祉教育	共に生き支えあう社会を積極的に担う人材育成に資するため、福祉の理念と意義を理解し、社会福祉の増進に寄与する創造的な能力と実践的な態度を育てることをめざした福祉教育を実践する。
	環境教育	環境と共生し持続可能な社会づくりを担う人材育成に資するため、資源・エネルギー問題、地球温暖化対策、循環型社会づくり等の諸課題や、自然環境保全等体験活動等を通じた環境教育を実践する。
	家庭・生活教育	よりよい社会生活を送るための見識を備えた人材育成に資するため、親になるための教育や食育の推進に関わる教育を実践する。
	伝統・文化教育	さまざまな社会において、伝統・文化を正しく伝えられる人材育成に資するため、我が国や神奈川の伝統や文化、郷土に継承される伝統芸能を理解する教育を実践する。
	支援教育	支援を必要とする生徒一人ひとりの教育ニーズに適切に対応するため、体系的・組織的な支援体制の構築や特別支援学校等との連携による支援教育を実践する。

県立高校教育力向上推進事業 Ver. II 指定校一覧

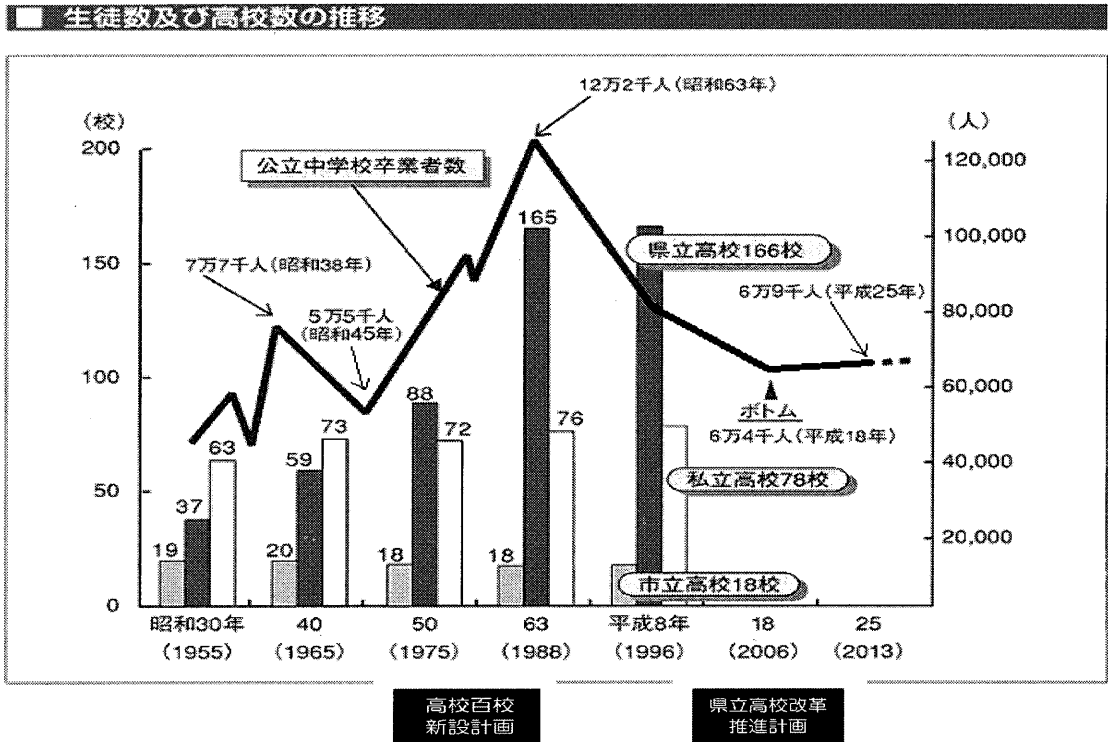
事業	テーマ (指定校名)	指定 校数	指 定 校
A 研究 推進 校	確かな学力向上推進	11	鶴見、釜利谷、港北、横浜桜陽、松陽、七里ガ浜、深沢、藤沢清流、茅ヶ崎北陵 麻溝台、大和南
	国際教育	10	神奈川総合、横浜平沼、氷取沢、百合丘、鶴嶺、橋本、大和西、伊志田、大磯 相模原中等
	ICT活用教育	3	横浜旭陵、横須賀大津、城山
	キャリア教育	11	横浜清陵総合、二俣川看護福祉、新羽、瀬谷西、住吉、菅、大船 小田原総合ビジネス、大和東、綾瀬、山北
	シチズンシップ教育	8	城郷、永谷、新城、湘南台、逗葉、上溝、相模原総合、厚木商業
	地域等連携教育	17	磯子工業、磯子、岸根、瀬谷、向の岡工業、平塚湘風、藤沢工科、小田原城北工業 逗子、相原、上溝南、上鶴間、相模原青陵、相模田名、伊勢原、相模向陽館、二宮
	いのちの尊重に関する教育	6	旭、上矢部、川崎北、麻生総合、秦野総合、中央農業
	防災教育	4	平塚工科、西湘、茅ヶ崎西浜、伊勢原(※)
B 教育 実践 校	学力向上進学重点	18	横浜翠嵐、横浜緑ヶ丘、横浜国際、光陵、希望ヶ丘、川和、柏陽、多摩、横須賀、 追浜、平塚江南、鎌倉、湘南、小田原、相模原、秦野、厚木、大和
	理数科学教育	5	神奈川工業、川崎工科、弥栄、厚木、座間
	福祉教育	8	横浜南陵、霧が丘、横須賀明光、高浜、藤沢総合、秦野曽屋、綾瀬西、大井
	環境教育	8	横浜栄、川崎、海洋科学、平塚農業初声分校、三浦臨海、厚木西、海老名 吉田島総合
	家庭・生活教育	3	横浜立野、金井、横浜緑園総合
	伝統・文化教育	7	金沢総合、舞岡、柏陽、津久井浜、上溝、座間総合、愛川
	支援教育	5	田奈、横浜修悠館、大楠、綾瀬西、寒川

・下線付き校名は継続校
 ・(※)は全・定での指定

※資料出所：県教育局調べ

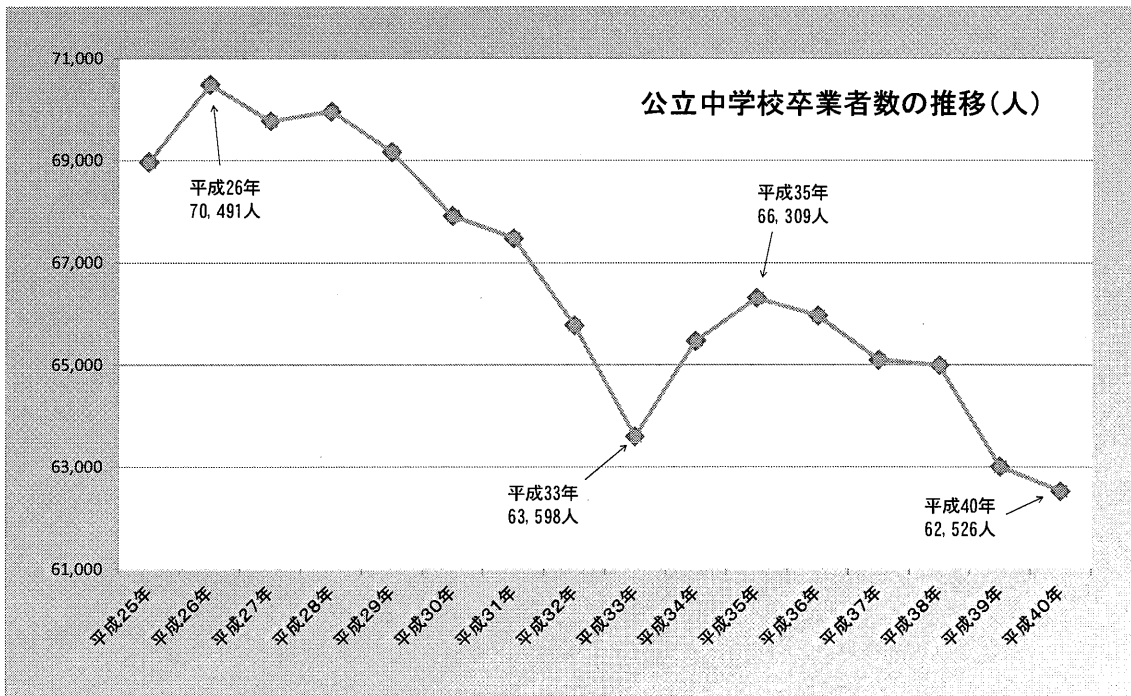
4 公立中学校卒業生数等の推移

(これまでの推移)



※資料出所：県教育局調べ

(今後の推移)



※資料出所：平成26年から平成34年までは、平成25年5月1日現在における学校基本調査に基づく推計値。平成35年以降は、該当年度出生者数に基づく推計値。 県教育局調べ

5 公立中学校卒業者の進路状況（5月1日時点）

進学年度	公立中卒者数	全日制進学率	公立		私立		県外等		定時制(県内外)		通信制(県内外)	
			進学者数	率	進学者数	率	進学者数	率	進学者数	率	進学者数	率
H15	68,850	91.1%	42,192	61.3%	14,653	21.3%	5,868	8.5%	1,635	2.4%	1,747	2.5%
H16	67,958	90.7%	41,140	60.5%	14,638	21.5%	5,925	8.7%	1,994	2.9%	1,720	2.5%
H17	64,080	90.1%	38,289	59.7%	13,529	21.1%	5,938	9.2%	2,208	3.4%	1,739	2.7%
H18	63,680	89.6%	38,150	59.9%	12,824	20.2%	6,060	9.5%	2,333	3.7%	1,708	2.7%
H19	64,933	89.3%	39,489	60.8%	12,595	19.4%	5,933	9.1%	2,460	3.8%	1,989	3.1%
H20	64,507	89.2%	39,321	61.0%	12,229	19.0%	5,979	9.3%	2,185	3.4%	2,421	3.8%
H21	65,422	88.7%	39,797	60.8%	12,268	18.8%	5,952	9.1%	2,539	3.9%	2,575	3.9%
H22	68,711	88.2%	41,469	60.4%	13,307	19.4%	5,795	8.4%	2,888	4.2%	3,064	4.5%
H23	66,521	88.0%	40,164	60.4%	12,972	19.5%	5,403	8.1%	2,838	4.3%	3,096	4.7%
H24	67,856	88.3%	41,200	60.7%	13,203	19.5%	5,501	8.1%	2,748	4.0%	2,792	4.1%
H25	68,969	88.8%	42,155	61.1%	13,403	19.4%	5,662	8.2%	2,532	3.7%	2,845	4.1%

6 公立中学生の進路希望状況（10月20日時点）

回答年度	公立中卒見込	全日制希望率	公立		私立		県外等		定時制(県内外)		通信制(県内外)	
			希望者数	率	希望者数	率	希望者数	率	希望者数	率	希望者数	率
H14	68,763	93.6%	56,148	81.7%	5,389	7.8%	2,817	4.1%	429	0.6%	571	0.8%
H15	67,925	93.3%	55,514	81.7%	4,845	7.1%	3,016	4.5%	658	1.0%	587	0.9%
H16	64,062	93.4%	52,192	81.5%	4,755	7.4%	2,857	4.5%	812	1.3%	564	0.9%
H17	63,666	92.4%	51,130	80.3%	4,667	7.3%	3,046	4.8%	983	1.5%	611	1.0%
H18	64,918	92.1%	52,000	80.1%	4,683	7.2%	3,133	4.8%	1,022	1.6%	685	1.1%
H19	64,448	91.8%	51,496	79.9%	4,548	7.1%	3,150	4.8%	962	1.5%	927	1.4%
H20	65,375	92.3%	53,104	81.2%	4,153	6.4%	3,093	4.7%	927	1.4%	951	1.5%
H21	68,679	91.3%	55,587	80.9%	4,155	6.0%	2,989	4.4%	1,263	1.8%	762	1.1%
H22	66,472	91.4%	53,886	81.1%	3,964	6.0%	2,897	4.3%	1,270	1.9%	885	1.3%
H23	67,854	91.6%	55,261	81.4%	4,088	6.0%	2,807	4.2%	1,249	1.8%	810	1.2%
H24	68,929	91.4%	55,634	80.7%	4,374	6.3%	2,998	4.4%	1,209	1.8%	1,079	1.6%

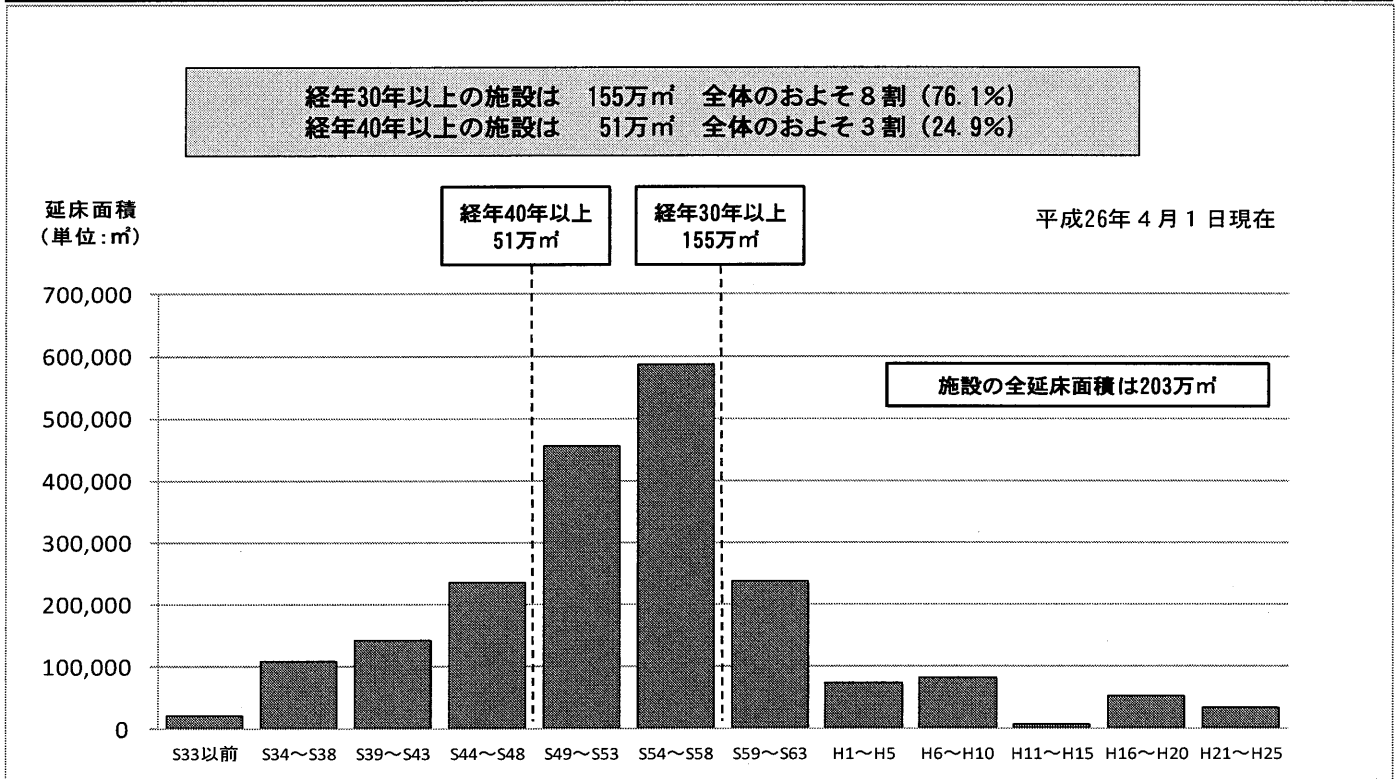
※資料出所：県教育局調べ

7 県立高校(全日制)の学校規模別の学校数

入学年度	第1学年の学級数						学校数 (校)	中卒者数 (人) ※H26は見込	学級数 (cl)	平均 学級数 (cl)
	5学級 以下	6学級	7学級	8学級	9学級	10学級				
平成10年度	9	60	42	32	13	10	166	78,201	1,165	7.02
構成比	5.4%	36.1%	25.3%	19.3%	7.8%	6.0%				
平成26年度	9	33	42	22	26	7	139	70,491	1,014	7.29
構成比	6.5%	23.7%	30.2%	15.8%	18.7%	5.0%				

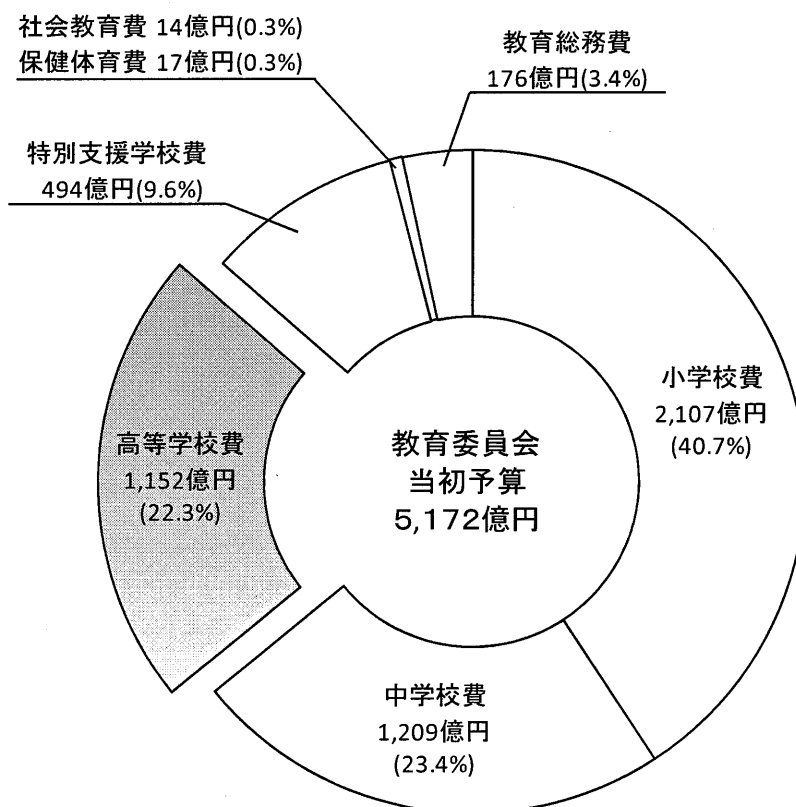
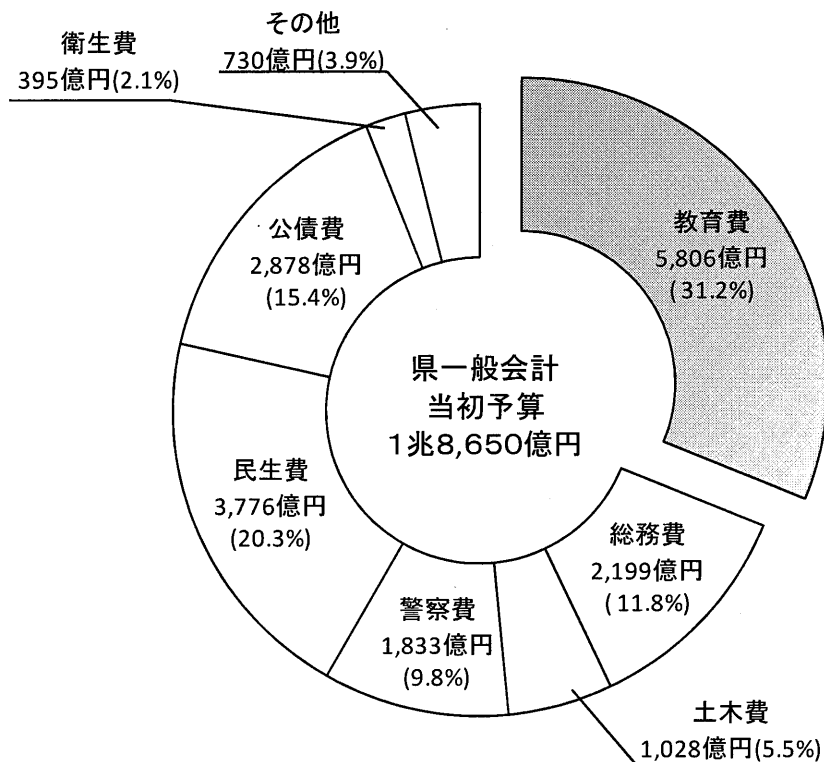
- ☆ 5学級以下の学校
- 二俣川看護福祉高等学校…専門学科
 - 海洋科学高等学校…専門学科
 - 横須賀明光高等学校…専門学科
 - 深沢高等学校…普通科
 - 平塚農業高等学校…専門学科
 - 平塚商業高等学校…専門学科
 - 山北高等学校…普通科
 - 吉田島総合高等学校…総合学科
 - 中央農業高等学校…専門学科

8 経年別延床面積(県立高校)



※出所：県教育局調べ

9 平成26年度神奈川県一般会計当初予算及び県教育委員会当初予算科目別内訳



※資料出所：県教育局調べ

※金額の1億円未満は切り捨てのため、合計には符合しない。

10 県立高校改革にかかるとる関連年表

年	関係事項	学校数
昭和 23 年	新制高等学校の発足(男女共学・単位制・総合制・小学区制) 神奈川県教育委員会の発足(11月1日)	29 校
昭和 38 年	公立中学校卒業生数約 7 万 7 千人(第一次ベビーブーム世代)	52 校
昭和 48 年	「高校百校新設計画」の公表(昭和 48~62 年度)	65 校
昭和 58 年	弥栄東高校・弥栄西高校(連携校・4つの専門コース設置)	147 校
昭和 62 年	「高校百校新設計画」の完了(普通科 99 校、専門学科 1 校)	165 校
昭和 63 年	公立中学校卒業生数約 12 万 2 千人(第二次ベビーブーム世代)	
平成 7 年	神奈川総合高校の設置(単位制普通科のパイロットスクール)	166 校
平成 8 年	大師高校の全日制普通科から全日制総合学科への改編	
平成 11 年	「県立高校改革推進計画」の公表	
平成 12 年	「前期実施計画」に基づく改革の開始(平成 12~16 年度)	
平成 15 年	横浜桜陽高校をフレキシブルスクールとして設置	
平成 17 年	「後期実施計画」に基づく改革の開始(平成 17~21 年度)	152 校
平成 18 年	公立中学校卒業生数約 6 万 4 千人	
平成 19 年	学力向上進学重点校として 10 校の指定 *平成 22 年度から 8 校追加指定して 18 校とし、そのうち横浜翠嵐高校 と湘南高校の 2 校を新たにアドバンス校として指定	
平成 20 年	横浜修悠館高校を通信制新タイプ校として設置	
平成 21 年	田奈高校・釜利谷高校・大楠高校の 3 校をクリエイティブスク ールとして設置。光陵高校(横浜国立大学附属横浜中学校と連 携)と愛川高校(愛川町立中学校 3 校と連携)を連携型中高一 貫教育校として設置	143 校
平成 22 年	「県立高校改革推進計画」の完了 相模向陽館高校の設置(多部制定時制高校)	
平成 24 年	神奈川の教育を考ふる調査会の発足(9月)	
平成 25 年	商工高校の改編(総合ビジネス科と総合技術科の設置) 津久井高校の社会福祉コースを福祉科の専門学科に改編 神奈川の教育を考ふる調査会の「最終まとめ」の公表(8月)	
平成 26 年	県立高校改革推進検討協議会の発足(1月) 大原高校・相模大野高校の 2 校完校(中等教育学校に改編) 公立中学校卒業生数約 7 万人 横浜明朋高校の設置(多部制定時制高校) 県立高校改革推進検討協議会の「報告書」の公表(6月)	142 校 *他に昭和 25 年 4 月の創業初 立農初 分校 がある。

※資料出所：県教育局調べ

神奈川の教育を考える調査会 最終まとめ（概要）

基本的な視点

本県の危機的な財政状況を踏まえた経費の削減と教育の質の確保の両立をめざした教育のあり方



- 1 教育をめぐる既存の制度や考え方にとらわれず、創意工夫を行いながら、できる限り少ない経費で最大の効果を得ることのできる「効果的な教育」の検討
- 2 子どもの育ちにとって、教職員がもてる力を最大限に発揮し、よりよい教育環境を提供する「質の高い教育」の検討
- 3 家庭や地域、市町村、企業などと学校とがそれぞれの役割を担いながら一体となって取り組む「みんなで支える教育」の検討

見直すべきところは見直し、充実すべきところは充実する
「メリハリのある新たな教育政策」の推進

神奈川の教育の諸課題に対する調査会意見

《1 義務教育》

(1) 学校規模の適正化と「小中一貫教育校」の導入の検討

- 地域の実情等を踏まえた適正な学校規模とするための学校の統廃合・通学区域の見直しを市町村へ働きかけ
- 学校の再編とあわせ、確かな学力の育成はもとより、「中1ギャップ」や いじめ・不登校の解消などより質の高い教育の実現が期待できる「小中一貫教育校」の導入の検討
- 市町村と連携し、地域の状況を踏まえた「小中一貫教育モデル校」の早期実現

(2) 柔軟な学級編制と教職員配置の実現に向けた働きかけ

- 学校の状況や地域の実情に応じた柔軟な学級編制と教職員配置に向けた国への標準法改正の働きかけ

(3) 義務教育費国庫負担金に係る超過負担の是正

- 地方の超過負担解消に向け、他自治体との既存の連携体制を活用した国への積極的な働きかけ

(4) 県費負担教職員制度における政令指定都市との「ねじれ」状態の解消

- 国、県、政令指定都市の協議を通じた「ねじれ」状態解消の早期実現

《2 高校教育》

(1) 公立・私立高校の柔軟な定員決定のしくみづくり

- 公私役割の明確化を踏まえた、公私協調による全日制高校進学率の向上
- 公立は「基本的な教育機会の確保と学力水準の保証・向上」の役割を担い、経済的な理由により就学が困難な状況の生徒や学習状況に課題のある生徒、支援が必要な障害のある生徒などの受け入れを強化
- 平成25年度入学者選抜の結果を踏まえた、より柔軟な定員決定のしくみづくり

(2) 私学助成の学費補助への重点化

- 私学助成の学費補助への重点化等を通じた、生徒の進路選択の幅の拡大
- 経常費補助については、魅力向上や生徒確保の努力が反映される補助方式の検討に着手し、段階的に推進

(3) 再編・統合を通じた新たな県立高校づくり

- 神奈川の子どものための未来の夢と希望をかなえる新たな県立高校づくり
- 県立高校全体の成果と課題の検証や生徒数の減少傾向等を踏まえて計画的に再編・統合を進め、その際、学校の活力を高める観点から、各校の実情に応じて学級数を拡大
- 単位制普通科、総合学科、定時制等の高校の検証を踏まえた見直しと教育課程の再編
- 全国に先駆けて、学習の遅れなどの課題のある生徒や支援を要する障害のある生徒を受けとめる高校づくり

(4) 柔軟な学級編制と適正な教職員配置の実現

- 多様な教育課程及び課程・学科の見直しを通じた授業時間数や校務内容にふさわしい適正な教職員配置
- 学校の状況に応じた柔軟な学級編制と教職員配置に向けた国への標準法改正の働きかけ

《3 特別支援教育》

(1) インクルーシブ教育の推進

ア インクルーシブの視点による教育の推進

- 小中学校から高校まで「通常の学級」「通級による指導」「特別支援学級」「特別支援学校」など「多様な学びの場」による連続性の確保と、それぞれにあった特別支援教育の推進
- 県立高校全体の再編・統合の中でインクルーシブな教育を実践できる高校づくり
- 特別支援学級等における障害のある児童・生徒が通常の学級へ移行し、共に学びやすくする環境づくり
- 特別支援学校小中学部の児童・生徒が地域の小中学校へ移行し、共に学びやすくするしくみづくり

イ より効果的な特別支援教育のしくみづくり

- 障害のある子どもの社会性を育むため、小中学校の通学区域の見直し等により、学級編制基準を念頭においた学級規模の拡大の検討を市町村に働きかけ
- インクルーシブ教育を担う教職員等の資質・能力や専門性の向上、特別支援学校の相談・研修機能の強化

(2) 地域における自立促進のしくみづくり

- 関係機関の連携による、障害の早期発見と保護者に対する適切な支援体制づくり
- 県立の専門高校と特別支援学校の連携による、実習プログラムや職業体験プログラムの工夫

《4 神奈川の教育を支える環境整備》

(1) 神奈川の教育力を高める環境づくり

ア 神奈川の教育力を高める気運の醸成

- 様々な主体が神奈川の教育を応援するムーブメントを盛り上げる機会づくり

イ 神奈川の教育力を支える教職員の資質・能力の向上を図るための体制づくり

- 教職員の資質・能力の向上を図る実践的な研修体制や、広域的な人事配置と指導体制づくり
- 若手教職員に対する指導技術の継承と教職員が仕事に魅力を感じる職場づくり
- 民間人材の積極的な活用や、小中及び中高の学校間における柔軟な教職員活用

ウ 教育における様々な課題に対応できる体制づくり

- いじめ・不登校経験や外国につながる子どもなど、支援を要する全ての子どもたちへの対応や、新たな課題に広域的かつ専門的に対応ができる体制づくり

(2) 県民総ぐるみで支える教育の環境づくり

ア 地域や保護者、民間企業などが学校の教育活動を支える体制づくり

- 人材バンクの積極的な活用が図られるよう、人選からコーディネートまで一括してサポートする体制づくり
- 企業の施設・設備や人材を活用したキャリア教育が行いやすい環境づくり
- いじめや不登校、保護者の多様な要望などに、地域と学校が連携し柔軟に対応できる環境づくり

イ 学校施設・設備整備や財産の有効活用に向けた取組み

- 「まなびや基金」の拡充やスポンサーシップの設定に向けた取組み
- 学校独自の工夫で学校財産を有効活用するしくみづくり

県立高校改革推進検討協議会の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県立高校改革推進検討協議会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置目的)

第2条 県立高校改革の不断の取組の視点から、これまでの改革の検証や今後の生徒数の動向を踏まえ、また、神奈川の教育を考える調査会から「最終まとめ」として意見が提出されたことを契機として、県教育委員会として県立高校の将来構想について検討を進め、県立高校改革を一層推進するため、県立高校改革推進検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について研究、協議し、その結果を報告する。

- (1) これからの県立高校における教育のあり方について
- (2) 将来的な県立高校の学校規模及び適正な配置について
- (3) 前各号に掲げるもののほか、県立高校の将来的な構想に関すること

(設置期間)

第4条 協議会の設置期間は、平成27年3月31日までとする。

(構成員)

第5条 協議会は、教育に関する理解と見識を有する者並びに学校及び行政機関の関係者から選定した者17人以内をもって構成する。

- 2 協議会の構成員（以下「構成員」という。）の選任期間は、会議設置の日から協議会の設置期間満了までとする。ただし、構成員が欠けた場合における補欠の構成員の選任期間は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、構成員の互選により定める。
- 3 副会長は、会長が構成員のうちから指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(公開)

第8条 協議会は、原則として公開とする。ただし、協議会が必要と認めた場合は、協議会の全部又は一部を非公開とすることができる。

- 2 協議会の開催予定、議事録等については、ホームページに掲載するなど広く情報提供するものとする。

(研究会)

第9条 協議会は、その所掌事項について調査研究を行う等会議の円滑な運営を図るため、研究会を置くことができる。

- 2 研究会に属すべき構成員（以下「研究会員」という。）は、構成員のうちから会長が指名する。
- 3 研究会に研究会長を置き、会長が研究会員のうちから指名する。
- 4 研究会長は、研究会の会務を掌理し、研究会における調査研究の結果等を協議会に報告する。

(意見聴取)

第10条 協議会及び研究会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、教育局総務室において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年1月31日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 協議会の最初の会議は、第7条の規定にかかわらず、教育長が召集する。

県立高校改革推進検討協議会構成員名簿 (平成26年1月31日現在)

(五十音順)

	構成員氏名	役 職
1	安達 秀子	神奈川県立高等学校PTA連合会会長
2	有園 優子	神奈川県立光陵高等学校PTA会長
3	石渡 篤美	神奈川県公立中学校長会会長 (鎌倉市立腰越中学校長)
4	金子 楨之輔	神奈川県市町村教育長会連合会会長 (座間市教育委員会教育長)
5	坂野 慎二 ※	玉川大学教育学部教授
6	柴田 正隆	神奈川県PTA協議会会長
7	○ 鈴木 宏司 ※	神奈川工科大学職員 元県立総合教育センター所長、元県立高等学校長
8	芹沢 秀行	神奈川県教職員組合執行委員長
9	園部 守	神奈川県高等学校教職員組合執行委員長
10	高木 茂	一般財団法人神奈川県私立中学高等学校協会副理事長 (学校法人高木学園女子高等学校長)
11	蔦澤 元晴 ※	早稲田大学大学院教職研究科客員教授 元県立高等学校長
12	時乗 洋昭	神奈川県立高等学校長代表 (県立秦野高等学校長)
13	中田 正敏 ※	明星大学教育学部教育学科特任准教授 元県立高等学校長
14	矢澤 知恵子	かながわ人づくり推進ネットワーク代表 (一般社団法人神奈川県専修学校各種学校協会副会長、 学校法人矢沢学園矢沢服飾専門学校理事長・校長)
15	◎ 屋敷 和佳 ※	国立教育政策研究所総括研究官
16	山田 朋子 ※	女子美術大学短期大学部共通専門(教職課程)教授
17	湧井 敏雄	一般社団法人神奈川経済同友会専務理事

◎:会長、○:副会長・研究会会長、※:研究会構成員

県立高校改革推進検討協議会構成員名簿 (平成26年6月3日現在)

(五十音順)

	構成員氏名	役 職
1	安達 秀子	神奈川県立高等学校PTA連合会会長
2	有園 優子	神奈川県立光陵高等学校PTA会長
3	石渡 篤美	神奈川県公立中学校長会顧問 (鎌倉市立腰越中学校長)
4	金子 楨之輔	神奈川県市町村教育長会連合会会長 (座間市教育委員会教育長)
5	坂野 慎二 ※	玉川大学教育学部教授
6	○ 鈴木 宏司 ※	元県立総合教育センター所長、元県立高等学校長
7	芹沢 秀行	神奈川県教職員組合執行委員長
8	高木 茂	一般財団法人神奈川県私立中学高等学校協会副理事長 (学校法人高木学園女子高等学校長)
9	玉野 真永	神奈川県PTA協議会副会長
10	蔦澤 元晴 ※	早稲田大学大学院教職研究科講師 元県立高等学校長
11	時乗 洋昭	神奈川県立高等学校長代表 (県立湘南高等学校長)
12	中田 正敏 ※	明星大学教育学部教育学科特任准教授 元県立高等学校長
13	馬鳥 敦	神奈川県高等学校教職員組合執行委員長
14	矢澤 知恵子	かながわ人づくり推進ネットワーク代表 (一般社団法人神奈川県専修学校各種学校協会副会長、 学校法人矢沢学園矢沢服飾専門学校理事長・校長)
15	◎ 屋敷 和佳 ※	国立教育政策研究所総括研究官
16	山田 朋子 ※	女子美術大学短期大学部共通専門(教職課程)教授
17	湧井 敏雄	一般社団法人神奈川経済同友会専務理事

◎:会長、○:副会長・研究会会長、※:研究会構成員

県立高校改革推進検討協議会への依頼事項

1 検討協議の依頼事項

生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばし、社会が変化する中で、真に自立した社会人・職業人として次代を担う人づくりを目指して、安全・安心で快適に学べる教育環境づくりや生徒数の減少動向を視野に入れながら、中長期を展望したこれからの県立高校改革の構想について、教育基本法の理念や神奈川の教育を考える調査会のまとめ等を踏まえ、次の事項の検討協議を依頼する。

- (1) 県立高校の教育内容の充実に関する事
- (2) 質の高い教育を支える県立高校の教育環境の整備に関する事
- (3) 県立高校の適正な規模及び配置に関する事

2 依頼事項に係る具体的な検討項目

(1) 県立高校の教育内容の充実に関する事

- ア 生徒一人ひとりの個性や能力、進路希望等に応じた高校教育の充実に向けた、知・徳・体のバランスのとれた質の高い教育の提供について
- イ 高度情報化やグローバル化が進展する社会において、意欲や目的意識をもって生き抜くことのできる個性・能力の伸長を図る教育や、実践的な職業教育の一層の充実について
- ウ 国連の障害者権利条約を踏まえた県立高校でのインクルーシブ教育の実施や、生徒一人ひとりが学校から社会・職業へ円滑に移行し、自立することのできるキャリア教育等の一層の推進について

(2) 質の高い教育を支える県立高校の教育環境の整備に関する事

- ア 県立高校の生徒・教職員にとって安全・安心で快適な教育環境の整備・充実に向けた、校舎等の施設や設備の老朽化への対応や、東日本大震災の経験等を踏まえた耐震化への対応について
- イ 全ての県立高校のICT環境等の整備をはじめ、生徒の発達段階や教育内容に応じた教育環境の整備、生徒の学習機会の拡充について
- ウ 学校と家庭・地域社会が一体となって生徒を育む教育環境の整備や、学校評価をいかした学校運営の改善・充実による信頼される学校づくりの一層の推進について



(3) 県立高校の適正な規模及び配置に関する事

- ア 今後の生徒数の減少動向を見据えた、授業・学校行事・部活動等の教育活動の円滑かつ効果的な実施と、活力あふれる県立高校の実現に向けた、課程・学科の特性を踏まえた適正な学校規模について
- イ 生徒の学習ニーズや進路希望、そして今後の地域における生徒数の減少動向や学校規模等を踏まえた適正な県立高校の学校数について
- ウ 現在の県内の交通事情等の様々な教育をめぐる環境や地域バランス等を考慮した、それぞれの県立高校がもつ課程・学科の特性や魅力による学校選択が可能となる適正な学校の配置について

県立高校改革推進検討協議会の審議経過等

開催日	会議名	予定会場	各会の主な内容 ◆協議項目
1月31日 (金)	県立高校改革推進検討協議会 第1回	神奈川県生涯学習 情報センター (かながわ県民 センター5階)	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会委員の紹介、会長の選出、副会長の指名 ◆協議 協議会への依頼事項の説明 協議会の今後の進め方について 県立高校をめぐる現状と課題について 検討協議の項目内容について ・基調講演「国の高校教育改革の動向について」
3月20日 (木)	県立高校改革推進検討協議会 第2回	神奈川県教育 委員会会議室 (神奈川県住宅供 給公社ビル5階)	<ul style="list-style-type: none"> ・研究会からの報告 ◆協議 研究会からの協議会の取組みに係る提案事項 ◆協議 県立高校の果たすべき役割 ◆協議 新たな県立高校改革に求められるもの ◆協議 県立高校でのインクルーシブな学校づくりと今後の展望 ・その他 次回の協議会に向けて
4月21日 (月)	学校現地調査	田奈高校 横浜緑園総合高校 横浜修悠館高校	<ul style="list-style-type: none"> ・クリエイティブスクール、総合学科高校、通信制新タイプ校の現地調査
4月25日 (金)	県立高校改革推進検討協議会 第3回	神奈川県教育 委員会会議室 (神奈川県住宅供 給公社ビル5階)	<ul style="list-style-type: none"> ・研究会からの報告 ◆協議 企画事業について ◆協議 質の高い教育の提供（授業改善や教育課程の改善と充実） ◆協議 変化の激しい社会情勢の中で自立した人間育成を図る高校教育の充実 ◆協議 学校経営の改善と充実（地域協働等） ・その他 次回の協議会に向けて
5月2日 (金)	学校現地調査	藤沢工科高校 藤沢清流高校 鎌倉高校 藤沢養護学校分教室	<ul style="list-style-type: none"> ・専門学科高校（工業）、単位制による普通科高校、学力向上進学重点校、養護学校分教室の現地調査
5月15日 (木)	県立高校改革推進検討協議会 第4回	神奈川県教育 委員会会議室 (神奈川県住宅供 給公社ビル5階)	<ul style="list-style-type: none"> ・研究会からの報告 ◆協議 企画事業について ◆協議 県立高校の教育環境の充実（施設・設備の抜本的な改善等） ◆協議 課程・学科の特性を踏まえた適正な学校規模と配置 ・その他 次回の協議会に向けて
5月24日 (土)	県立高校の将来像を考えるシンポジウム	横浜平沼高校 小ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・県立高校の将来像を考えるシンポジウムの運営・実施
5月28日 (水)	県立高校改革推進検討協議会 第5回	神奈川県教育 委員会会議室 (神奈川県住宅供 給公社ビル5階)	<ul style="list-style-type: none"> ・研究会からの報告 ◆協議 課程・学科の特性を踏まえた適正な学校規模と配置（継続協議） ◆協議 県立高校でのインクルーシブな学校づくりと今後の展望（2） ・その他 次回の検討協議会に向けて
6月3日 (火)	県立高校改革推進検討協議会 第6回	神奈川県生涯学習 情報センター (かながわ県民セ ンター5階)	<ul style="list-style-type: none"> ・研究会の報告 ◆協議内容の確認とまとめの協議 ・教育長へ協議会のまとめの手交

学校現地調査の概要

回数・開催日	訪問者	訪問先・検討事項等
第1回 学校現地調査 平成26年4月21日 	協議会構成員 13名 教育局10名	① 田奈高校（クリエイティブスクール） <ul style="list-style-type: none"> ● 生徒への学習支援、進路保障について ● 教育相談体制について ● 少人数授業について ● 教育と福祉・労働とのつながりの必要性 ② 横浜緑園総合高校（総合学科高校） <ul style="list-style-type: none"> ● 系列の選択と進路との関係について ● 生徒の科目選択について ③ 横浜修悠館高校（通信制新タイプ校） <ul style="list-style-type: none"> ● 設置の狙いと学習スタイルについて ● 生徒の単位修得状況について ● 中途退学及び進路状況について ● 独自教材や教員間の指導法の共通理解 ● 学習機会の提供について ● 特別支援学校との連携について
第2回 学校現地調査 平成26年5月2日 	協議会構成員 13名 教育局8名	① 藤沢工科高校（専門学科高校） <ul style="list-style-type: none"> ● 系の選択時期、方法、キャリア教育との関係について ● 施設・設備の老朽化について ② 藤沢清流高校（単位制による普通科高校） <ul style="list-style-type: none"> ● 選択科目の設定について ● 履修と修得について ● 単位制システムと多様な進路状況との関係 ● 人間関係形成について ● 90分授業の工夫について ● アクティブラーニングについて ③ 鎌倉高校（学力向上進学重点校） 藤沢養護学校鎌倉分教室（養護学校分教室） <ul style="list-style-type: none"> ● 学力向上進学重点校としての取組みについて ● カリキュラム、学校体制の工夫 ● 授業時数と学校行事等との関係について ● 分教室生徒と高校生との交流について ● 分教室生徒の就労について

県立高校の将来像を考えるシンポジウム 実施概要

開催日時	平成26年5月24日(土) 15時06分～16時44分
出演者、参加者等	<p>出演者：10名 参加者：285人</p> <p>実行委員長 鈴木 宏司</p> <p>コーディネーター 屋敷 和佳</p> <p>基調提案者 坂野 慎二</p> <p>シンポジスト 高木 展郎(横浜国立大学 教授)</p> <p>平岩 悠里(県立横浜平沼高校 2年生)</p> <p>平田 桃(鎌倉市立腰越中学校 3年生)</p> <p>安達 秀子、蔦澤 元晴、中田 正敏、山田 朋子</p>
概要	<p>1 あいさつ 鈴木 宏司</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立高校改革推進検討協議会設置の趣旨と、これまでの協議会の取り組み ・今日のシンポジウムの流れの説明 <p>2 基調提案 坂野 慎二 (テーマ 「今後の高校教育の方向性について」)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県及び国の動向 ・県の取り組み(神奈川の教育を考える調査会の意見、県立高校改革推進検討協議会の活動) ・新たな県立高校改革の方向性 <p>3 シンポジウム (テーマ 「県立高校の将来像を考える」)</p> <p><u>(1) 自己紹介と各人の視点の紹介(「 」内は視点)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高木 展郎「神奈川の教育を考える調査会からの指摘」 ・山田 朋子「これからの高校教育で伸ばす能力」 ・平田 桃 「中学生にとって魅力ある高校選択」 ・蔦澤 元晴「県立高校の高い学力保障・進学指導力の復活」 ・中田 正敏「インクルーシブな高校づくりに向けて」 ・安達 秀子「PTAの参画協働による学校づくりの支援」 ・平岩 悠里「高校生からみた充実した高校教育への期待」 <p><u>(2) シンポジウム</u></p> <p>参加にあたって寄せられた、「これからの高校教育に期待すること」への御意見を、県教育委員会からの三つの依頼事項に沿って整理し、それをもとにシンポジウム間での意見交流を行った。</p> <p>(紹介した主な意見)</p> <p><u>ア 県立高校に対する全般的な意見</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○県立高校に、「安心」「生徒の経済的な不安の解消」「全日制高校進学率の向上」を求めるもの。 <p><u>イ 「教育内容の充実」に関する意見</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○インクルーシブ教育の導入とそのための環境整備を求めるもの。 ○情報教育の意義を理解し、情報機器を用いた授業の充実を求めるもの。 ○中学生・高校生の武道に対する理解を問うもの。

○かつてあった各校の特色づくりが見えにくく、課程・学科に応じた教育をしっかりとすべきというもの。

○組織的な授業改善の充実を求めるもの。

○授業時数の不足を危惧するもの。



ウ 「教育環境の整備」に関する意見とコメント

○校舎の老朽化対策、耐震化対策、トイレ等の身の回りの環境改善を求めるもの。

エ 「県立高校の適正な規模および配置」に関する意見とコメント

○きめ細かい指導のために学校規模を縮小すべきであるというもの。

○学校の活気を保つにはある程度の規模が必要というもの。

○学力向上進学重点校の強化、三課程一体のフレキシブルスクールの増設、クリエイティブスクールの県西部・中央部への設置を求めるもの。

○前回改革の「新タイプ校」について検証を行い、拡大するもの、削減するもの、改善を図るものなど先を見据えて取り組むことを求めるもの。

(3) フロアからの意見表明

ア 公立中学校教員

○ 経済的に支援を必要とする子どもが安心して学べるようセーフティネットを充実させてほしい。

○ 外国につながる生徒も安心して学べる仕組みを充実させてほしい。

イ 中学3年生

○ 連携型中高一貫教育校は自分の将来を考える上でもよい取り組みだと思う。

○ 公立高校でもいろいろな高校を受検できるようになればいいと思っている。

ウ 高校教員を目指して勉強中の方

○ 学校に最も求められるものが「分かる授業」から「安全」に変わったということで衝撃を受けた。高校の教員になったら、生徒の「安心・安全」「心の安全・安心」をケアできる教員になりたいと思った。

(4) 総括

4 あいさつ 鈴木 宏司

・謝辞及び今後の県立高校改革に対する理解と協力をお願い

アンケート

基調提案の内容に対する主な御意見等

- ・県立高校改革の流れがよくわかった。
- ・少々、具体性に欠ける内容に感じました。これでは方向性しか見えてきません。

シンポジウムの内容に対する主な御意見等

- ・中学生・高校生の参加をもっと増やした方がよい。現場の教員も参加させる。
- ・事前意見を網羅的に示してもらったのはよかったが、資料として提示してもらえるとよかった。

県立高校改革の将来構想に関する主な御意見等

- ・限られた予算の中でどこに力をそそいでいくのか切実に考えていかないと感じた。
- ・インクルーシブな学校づくりは全ての高校の問題である。
- ・クリエイティブスクールの取組みにエールを送ります。

県立高校の将来像について
(報告)

平成 26 年 6 月 3 日発行

発行 県立高校改革推進検討協議会

事務局 神奈川県教育委員会教育局総務室
県立高校改革グループ
〒231-8509 横浜市中区日本大通 33
TEL (045) 210-1111 (代表)